

令和 7 年

建設委員会会議録

と き 令和7年8月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年8月25日(月) 午後1時00分～午後4時19分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委 員 木 村 健 悟 委 員 松 永 よ し ひ ろ
委 員 ゆ き た 政 春 委 員 安 藤 た い 作
委 員 中 塚 亮

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鵜 田 都 市 整 備 推 進 担 当 部 長
(広 町 事 業 担 当 部 長 兼 務)
高 梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小 川 木 密 整 備 推 進 課 長 中 道 都 市 開 発 課 長
大 石 ま ち づ くり 立 体 化 担 当 課 長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝 口 防 災 ま ち づ くり 部 長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
(危 機 管 理 担 当 部 長 兼 務)
櫻 木 地 域 交 通 政 策 課 長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川 崎 土 木 管 理 課 長 森 道 路 課 長
(用 地 担 当 課 長 兼 務)
大 友 公 園 課 長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽 鳥 防 災 課 長 遠 藤 防 災 体 制 整 備 担 当 課 長
星 災 害 対 策 担 当 課 長

○新妻委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

最後に、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1 名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) 東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめについて

○新妻委員長

それでは、予定表 1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめについて、ご報告をさせていただきます。

資料は、A 4 判縦 1 枚のものと、公表された中間のまとめ、概要版資料を別紙 1 とし、本編資料を別紙 2 としてございます。

最初に、1 枚目の A 4 判資料をご覧ください。

東京都と特別区および 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、令和 6 年度より新たな整備方針の策定に向けた調査検討を進めてきております。

策定に向け、東京の都市計画道路が果たすべき役割および都市計画道路整備の基本的な方向性を示した東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめを公表いたしました。

項番 1、中間のまとめの公表日は、7 月 29 日火曜日でございます。

2、パブリックコメントの概要でございますが、公表日から 8 月 29 日までの 1 か月間、公表した中間のまとめに対してのパブリックコメントを実施しており、東京都・区のホームページや、広報しながわ（8 月 1 日号）、品川区公式 X で周知をしてございます。

中間のまとめに関する意見の提出は、東京都都市整備局街路計画課への提出となっておりまして、郵送、ファクス、e メール、直接持参、東京都の提出フォームとなっております。

次に、中間のまとめの内容でございますが、恐れ入りますが、別紙 1 の概要版資料をご覧ください。

概要版資料の 2 ページ目、左側、中段以降では、「基本理念」及び「基本目標」を記載しております。

東京を取り巻く社会情勢の変化や道路を取り巻く課題、上位計画における将来像を踏まえ設定しており、基本理念は、都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現としております。

基本目標は、都市の強靱化、人やモノの自由な移動、安全で快適な道路空間の創出、都市環境の向上の 4 つを掲げており、それぞれの目標において、広域的な視点と地域的な視点で分け、細かな目標を設定しております。

資料は右側をご覧ください。

上段の基本的事項では、都市計画道路事業が長期化していることなどを考慮し、本計画の計画期間は15年間と定めてまいります。

都市計画道路の必要性の検証では、交通処理機能や防災機能など10項目の検証項目を設定して検証してまいります。

検証の結果、必要性が低い路線に関しましては、今後、計画廃止に向けた検討を行っていくこととしております。

必要性が高い路線のうち、今後15年間で優先的に整備すべき路線を6つの選定項目により選定し、計画的に道路整備を進めてまいります。

右側、一番下、今回、新たに道路空間のリメイクの検討を行うこととしております。リメイクとは、道路ネットワークが進んでいる地域において、多様化するニーズに応じ、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等の新たな付加価値を生み出す取組としてございます。今後、完成済みの都市計画道路等を対象として候補路線を検討してまいります。

A4判縦の資料にお戻りいただきまして、3、これまでの検討状況でございますが、これまで記載の状況で検討を進めてまいりました。いまだ検討途中でございますので、引き続き検討してまいります。

4、今後の予定といたしましては、本年度中の計画策定と公表を予定しているところでございます。

なお、具体的な路線名等が記載された整備方針の案が取りまとまった段階で、改めてパブリックコメント等、区民の皆様のご意見をいただく機会を設ける方向で、現在、東京都と検討しているところでございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

まず、資料の3のこれまでの検討状況というところなのですが、都と区の検討会議が開催されているとありますけれども、部長級と課長級の検討会議には品川区の担当部課長が参加したのでしょうか。伺いたいと思います。

計5回ですけれども、参加したときに、品川区としての意見は何回述べたのか、また、述べたとしたら、どのような意見を述べたのか伺いたいのが1つです。

もう1つ、最後にご説明がありましたパブリックコメント。2回目の具体的な整備路線案が出たときに、もう一度パブリックコメントをやるという方向だと伺いましたが、それは大体いつぐらいの時期と考えていいのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、今までの会議の出席状況でございますけれども、対面とウェブで開催されておりまして、今まで、部長級、課長級ともに、担当部長、担当課長が出席しているところでございます。

意見の回数と内容でございますが、恐れ入りますが何回意見を述べたかについては、回数の計算をしてございませんので、記憶でございますが、会議に出席した際には、おおむね発言をしてございます。

主な意見といたしましては、特に、リメイク路線について、今回、新しく、今までの整備方針にはなかったものが出てきておりますので、こちらのリメイク路線の候補路線となり得る条件への意見であるとか、例えば、これまでの都市計画道路の整備と違しまして、もう整備済みのところを変えるといったような内容になりますので、この新しい整備方針にリメイク路線が乗った際に、何か区が整備する上で

メリットがあるのかないのか。どういった検討をしていくのかといったような内容について発言をしているところでございます。

次に、パブリックコメントをもう一度行う際の時期でございますけれども、まだ正式には、パブリックコメントを次の案でやるというような形では公表されていません。今の検討状況ということでご説明をさせていただきました。具体的な時期については未定でございますけれども、今現在、最終的な整備方針の策定と公表を年度末までにといったことでございますので、今後、秋から冬にかけて整備方針の案を取りまとめて、しかるべき時期にパブリックコメントが実施されるものということで区としては認識しているところでございます。

○安藤委員

分かりました。概要版の見開きの右下に、都市計画道路の必要性の検証項目ですとか、あるいは優先整備路線の選定項目が並んでおります。まず、この項目について意見があるのですが、これらの項目なのですけれども、特に、道路整備をする行政の、国際競争力強化を志向する東京都の観点の都合といたしますか、そういったものしか並んでいないというのは私は問題だと思っています。検証するということであれば、やはり道路整備によって受ける住民の数々の犠牲もあるわけです。立ち退きですとか、コミュニティが壊れるですとか、沿道高層化による環境悪化の大きさですとか、それらにかかる膨大な税金投入の大きさなども、これらを踏まえて検証されるべきだと私は思いますので、意見として述べておきたいと思います。

その上で、必要性の検証というところの説明文を読むと、都全域に関わる項目は、都内一律の考え方で東京都が検証し、地域に関わる項目は、地域の実情を踏まえて各区市町で検証しますとあります。

また、検討する対象の道路は、概成を含む未着手の都市計画道路全てということになっていると思います。

伺いたいのは、区が検証するこの都市計画道路は、区内では何本になるのでしょうかということと、また、区は、いつ頃、どのような体制で、どのような進め方で、この地域項目の検証に当たっていくのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、区が検討する区内の路線でございます。現在、1つの路線が2つに分かれているところ等もございますけれども、17路線について、未着手の都市計画道路として検討するところでございます。

また、必要性の検証項目、都と区で役割分担、今、委員からご案内あったとおりでございますけれども、まさしく都市計画課が事務局となって、庁内の検討委員会等を立ち上げて、また、予算も昨年度補正でいただいております。その委託での調査も含めて、区のほうで、そういった検討会議を踏まえつつ、検討を進めているところでございます。

○安藤委員

先ほど、2回目のパブリックコメントという話もありましたけれども、その前に案ができるということなので、そこまでに検討を終えるということなののでしょうか。それでいいのか伺いたいのが1つと、あと、優先整備路線のほうの検証、選定もあるのですけれども、この選定には、品川区としてはどういうふうに関わっていくのか。今後の進め方というところを見ますと、都と区市町との適切な役割分担のもとで、この優先整備路線を選定すると書いているのですけれども、例えば、東京都から意見照会などがあって、それに区が答えたりとか、そういうようなことがあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初のご質問でございますけれども、まさしく次の整備方針（案）の取りまとめでは、各路線の案が出てまいりますので、それまでに検討を終えていくというスケジュールでございます。

次に、優先整備路線の選定についてでございますけれども、今、委員からのご案内ありましたけれども、まさしく東京都と区で大きな会議体の中でいろいろと選定項目等については議論をしているところでございますけれども、各区の状況等については、個別も含めて、東京都と打合せ、ディスカッションをして、また、今後の予定として、今はまだ予定されているところではございますけれども、東京都から品川区の意向として、どういったところを優先整備路線として上げるのかといったような調査も行われる予定といったところで聞いているところでございます。

○安藤委員

都市計画決定された時期が戦後すぐというような道路がほとんどだと思います。特定整備路線もそうなのですが、時代に合わなくなったような道路がたくさん増えているのではないのでしょうか。ぜひ地域住民の声を聞いて、こういった道路計画は根本から見直していただきたいと思います。

今、意見照会というか、調査もあるということでしたので、この場で要望させていただきたいのですが、補助27号線、あと補助30号線、補助31号線などの未着手道路がありますけれども、これらは整備による立ち退きや商店街への影響など、地域住民への影響がかなり大きい道路です。これをこういった都からの調査などの際に、優先整備路線に選定しないでいただきたいという要望を述べさせていただきたいですし、それと、もっと言えば、必要性が高いのかということも相当疑問ですので、ぜひ計画廃止に向けた検討へ向かっていていただきたい。必要性が高いというふうにしないでいただきたいと私は思っております。

最後なのですが、リメイク候補路線という新たな概念が出てきて、概要版の右下のほうには、「広域的・地域的な視点でリメイク候補路線を検討」とあります。先ほど、検討会議の質疑の中で、この点について、区は結構いっぱい質問しているみたいな、そのような印象を受けたのですが、現時点で、区内でリメイク道路候補路線の候補路線はあると考えているのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

リメイク候補路線についてでございますけれども、今まさに都と区の中で、こういった視点で路線を抽出するべきかというようなところを会議で話し合っているところでございます。まだ具体的に区内に条件に合致するような路線があるのかどうか、今この場で具体的な路線名、あるなしというようなところを申し上げられる段階ではないといったところでございます。

当然、この計画に載ることで、どのようなメリットがあるのかというようなところもそうですし、どのような整備がこのリメイクに合致するのかというようなところも含めて、しっかりと、この後、検討を進めて、区内に対象の路線があるのかないのかといったことも含めて考えてまいりたいという状況でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

今のやり取りを伺っておりました。その上で、部長級、課長級でこれまで検討されてきたということですが、区内の未着手都市計画道路の中で、具体的に路線名を挙げて意見を述べたということがあるのか。先ほどの説明ですと、リメイク候補路線の話の説明もあったので、まだ路線名を挙げての意見は述べていないのかなという感じもしましたが、この部長級、課長級の中で路線名を挙げて区

の意向を伝えるということがあったのかどうか、まず1つ確認させてください。

2つ目ですけれども、今、区の中で検討しているということです。補正予算が可決されて、区も委託を今かけているところですが、その中間のまとめなのか、それとも委託が終わった後の結果なのか、いずれにしても、どういう形で発表されるのか、その時期はいつなのか、そこを2つ目に伺いたいと思います。

3点目ですけれども、東京都が区の意向を調査するということなので、それまでには、この委託内容の検討が終わって、それを踏まえて区が都に意向を言う、そういう時系列なのかなと聞いて思いました。都が区の意向を調査する前に、補正を組んで検討しているその中身を、ぜひ建設委員会、区議会に、また、ホームページなどを通じて区民にも示していく、パブリックコメントもやっていく、意見集約をした上で区が都に意見を述べる、そういう段階を丁寧に取り組むことが必要かなと思うのですが、都が区の意向を調査するのはいつなのか。何となく時系列を聞いていて、補正の検討が終わった後のかなとは思いますが、少し整理して、もう一度ご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、部長級、課長級の会議の件でございますけれども、大きな会議の中で、具体的に品川区内の路線名を挙げて発言したといったところはございません。当然、個別の東京都の協議の中では区内の各路線の状況についてやり取りをしているところがございますけれども、この部長級、課長級の会議の中では、個別路線についての発言はないといったような状況でございます。

次に、委託でございますけれども、委託は一本なのですが、内容は大きく分けて2つございます。まず、検討項目として、今回のこの整備路線、新たな都市計画道路の整備計画に向けて、具体的に路線をどのようにしていくのか、この必要性の検証項目に関わる部分について。まさしく今、委託も含めて検討中でございますけれども、この部分と、その後、また区独自に未整備の都市計画道路を整備するとなると幾らぐらいかかるのか、というような整備費用の件であるとか、あと、整備に関して困難な課題を抱えていますので、その課題の解決の手法であるとか、この整備方針の都への回答以外の部分で、区独自にしっかりと検討しておこうといった部分でございます。

前段の部分につきましては、今、委員からご案内ありましたとおり、まだ時期は未定でございますけれども、これから東京都から調査の依頼があるまでに回答を出すべく、今、検討を進めているといったような状況でございます。

また、区民からの意見集約の後にパブリックコメントを実施するというところでございますけれども、一定、東京都の中で各区市からの路線名等の案が取りまとまった段階で、整備方針案として、改めて区民の皆さんも含めてパブリックコメントを実施するといった方向で、現在、進めているところでございます。

○中塚委員

課長級、部長級のところでございますけれども、その会議の中では具体的な路線名を挙げて議論されていないという説明がありましたが、その後に都と個別に調整をしているという話がありました。会議の場では、部長級、課長級ではないけれども、都と調整をしている路線はどこかということを知りたいと思います。

具体的には、先ほども共産党からありましたけれども、補助27号線、補助30号線、補助31号線、住民の強い反対の声が上がっておりますので、そこは進めるべきではないと改めて意見を述べさせていただきますが、部長級、課長級の会議以外で、都と調整をしている個別の路線について、何という路線なのか伺います。

それと、補正を組んだ委託なのですけれども、具体的に路線をどうするかということの検討を委託にかけて、今、検討しているとのことでありました。区の意向を踏まえて、東京都が発表する段階で、区民の意見を聴取するということでしたけれども、私が述べたのは、都が区の意見を聞いて案をつくって発表する以前に、区として、委託の成果物を提出してもらって、報告書を提出してもらって、区として具体的にここの路線が必要だと考えると、これを都に伝えようと思っているとまとまった段階で、説明会や、パブリックコメントを行っていただきたい。あと、都市計画道路ですから、直接の地権者の方もいらっしゃると思いますので、こういう意見を区として都に上げようと思っているけれども、住民の皆さんのご意見はいかがですかと、その時点でしっかり意見聴取を行うべきだと思います。この点について、改めて伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最初に、個別に都と調整している路線はどこかといったことでございますけれども、必要性の検証項目等を踏まえて、未整備で今回対象となっている路線は、全て東京都と調整をして、確認をし、今進めているところでございます。議論をしていない路線はないということでございます。

次に、委託の成果物が上がった段階で、都への回答の前に意見聴取をというご意見でございましたけれども、今、区としましては、まずは、区として、こういった方向性で各路線を考えるべきかというところの検討を鋭意進めているところでございます。途中段階でございますが、今、オール東京都で進めているところもございますし、今現在、区の考えといたしましては、一定、取りまとまった整備方針案の段階でパブリックコメントで区民の皆様から意見を聞くというところで考えております。

○中塚委員

個別の路線については全てが対象だということです。その全ての中には、住民が反対している補助27号線、30号線、31号線も入っているということです。

補正予算の審査のときにも述べましたが、商店街や住宅街を壊す住民の反対の声が長年上がっているこれら3路線は、具体化すべきではないと改めて述べたいと思います。

そして、進め方の件です。取りまとまってからということですが、委託の報告書を踏まえて、改めて区が都に具体的な路線の整備の意向を伝えるに当たっては、住民に意見を諮らない、こうした姿勢は改めるべきだと思います。東京都が発表したからというのではなく、区として都に意見を上げるわけですから、区民の声を聞かずに、区が、言わば勝手に判断して都に意見を言うということがあってはならないと思います。区として意見を決定する前に、区として東京都に意向を伝える前に、関係住民にしっかりと意見聴取を行う、そうした仕組みを少なくともとるべきだということは重ねて要望したいと思います。

いずれにしても、これ以上の都市計画道路は必要ないと繰り返し私も述べてきました。整備方針の概要版、また、数十ページにわたる中間のまとめ、いずれも目を通させていただきましたけれども、一言で言って、新たな再開発ビルを進めるための都市計画道路づくり、インフラ整備づくり、これが整備方針の方向性だということは私は明らかなだと思っております。補正予算の質疑の際に、共産党は、計画廃止に向けた検討が入っていることで補正予算には賛成しておりましたが、やはりこの中間のまとめを見る限り、どこをどう見ても、新たな再開発ビルを方向づける、加速化させるものだと私は思います。

そこで伺いますけれども、これら中間のまとめで示された方向性は、新たな再開発を進めるものだと私は考えますが、区のお考えを伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

最後のご質問にお答えいたしますけれども、区内の都市計画道路の完成度は、今、70%、東京都内にいきますと、まだ65%といったところで、区としていたしましては都市計画道路、広域の道路ネットワークや、防災機能の向上といったところで、必要なものはしっかりと進めていくべきであり、まだまだ道半ばであるというふうに考えてございます。

一方で、今、委員からご紹介がありましたけれども、見直すべきもの、必要性がないものについては、今回、計画廃止に向けた検討を行っていくといったところをしっかりと示しているといったところで、前進なのかなというふうに区としては考えているところでございます。まずは、区民、都民の生活のためといったところで、決して都市計画道路事業がそのまま再開発事業に直結するものではないと考えているところでございます。

○中塚委員

課長から今、一番最後に、都市計画道路が再開発事業に直結するものではないとお言葉がありました。私は、これまでの経過と、今回示された新たな方針を指してはいない。むしろ今回の方針は、新たな都市計画道路で再開発を進めるためのインフラを一層整備するものだと思えます。

今、課長の説明の中で、見直すべきものは見直すということで、前進した面というお話がありました。けれども、概要版には、「都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため」と書かれています。ここで言っている「計画的」というものが、私は新たな再開発を進めるインフラ整備だと思います。ここで言っている「効率的」というところが、もう70年、80年前につくられた計画で、今の時代にここを整備することが、果たして効率的な事業と言えるのかと。路線全体を一度よく見た上で、さすがに効率的の反対は非効率な都市計画道路だという必要性をはかることがここに書かれているのだと思います。つまり、新たな再開発を進めるための計画性と、そして非効率な整備路線は必要性を検証して廃止していくと、こういう側面が書かれていると思います。

ですから、先ほど課長が述べた都市計画道路は再開発に直結しているものではないという答弁は、私は、この中間のまとめで示された方針と異なるものだと思いますが、いかがでしょうか。

もう一言、概要版の前文には、「2050年代の東京のビジョンである「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため」ということで、「稼ぐ東京」を掲げる小池都知事が「世界で一番の都市・東京」を実現していくと述べているわけです。

東京都のマスタプランを見ても、その抜粋がこの中間のまとめにも載せられておりますが、山手線の内側は国際的、外側、言わば品川区も含めて入ったところは、いずれにしても開発ビルを進めていくという上位計画まで示されて中間のまとめは示されていると思います。ここまで示されていて、新たな再開発を進めるものだとは私は確信し、それは行うべきではないと思っておりますが、区の考えを伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

都と区で検討を進めているところでございますけれども、計画的といったところにつきましては、しっかりと時代に合わせて、その都度、タイミングで都市計画の内容を見直して、必要性の検証を行い、必要性がない、低いものについては、見直すべきものはしっかりと見直していくといったところで、計画的に事業を進めていくというふうに考えているところでございます。

効率的の部分につきましては、限られた財源をしっかりと必要なところに優先順位をつけてやっていく、必要性をしっかりと検証した後に、しっかりと優先度の検証を行い、優先度の高いものから整備を

していく、効率的にインフラを整備していくといったところで計画を考えているところでございますので、今、委員からご提案、お話がありました再開発事業に向けてといったところについては、本計画の策定の意見の中には含まれていないというふうに考えているところでございます。実際、都と区の会議の場でも、そのような発言はないところでございます。

○中塚委員

頑なに再開発の部分は含まれていないとおっしゃいますけれども、具体的に、中間のまとめの11ページ、都市計画道路の整備状況というところ。タブレットをご利用の方は、何ページか、私、分からないので申し訳ないですけれども、実際の資料の11ページで、都市計画道路の整備状況の整備効果事例ということで何が書いてあるかということで、見て分かります。沿道地域の都市再生ということで、わざわざ再開発事業が、3地域、紹介されております。この計画で、これまでこういうふうに進めてきましたよという事例で、わざわざ再開発を進めてきたことを整備後ということで具体的に示しているわけです。含まれていないと言っても、都市計画道路によって再開発事業を進めてきたということがここに書かれております。これをどう評価するかは別です。つまり、私は反対ですから、こういうことは進めるべきではないと思って私は反対の立場ですけれども、ここに書かれているわけです。

また少し飛んで、31ページ目の都市計画区域マスタープラン、略称は「都市マス」と言うのでしょうか。ここには山手線を中心は、国際ビジネス交流ゾーン、品川も含めて、その外側は中枢広域拠点域と書かれており、東京都自身のゾーニング構造で、品川区全体が新たな再開発ビルを進めていく地域として指定されているわけです。それをわざわざ上位計画としてここで紹介をしているわけです。さらには、先ほど、委員会の冒頭に説明があった基本目標を見ましても、防災拠点へのアクセス強化、ネットワークの充実、延焼遮断帯などなどの記載があります。いずれも再開発を進める言葉ですが、何よりも「強靱化」という言葉がございます。

私は、この計画を一目見て、さらなる再開発を進めるという様々なキーワードが散りばめられているなと思いましたけれども、区はそれを含まれていないと先ほど言い切りました。そのようなことはない、私は具体的に指摘をさせていただきましたが、いかがでしょうか。

いずれにしても、この計画は、新たな再開発を進めるためのインフラ整備として都市計画道路を整備するものだと私は思っております。

今まで都市計画道路といったら、交通の円滑化が第1目標でありましたけれども、交通量も減って、車を持つ若い人たちも減る一方で、カーシェアも広がってきて、交通の円滑化だけでは都市計画道路が進められないから、防災と言ってみたり、市街地整備と言ってみたり、今、再開発へと道路をつくる目的を移行させている。それがこの計画そのものだと私自身は思っております。再開発は直接的ではない、つまりは、間接的に再開発を進めるものだと、改めて指摘させていただきますが、区の見解を伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

私が「含まれていない」というふうに発言をさせていただいたのは、本計画が再開発のために進められるものだというようなところについて、「含まれていない」という表現で発言をさせていただいたところでございます。

まさしく都市計画道路は、今、ご紹介がありましたけれども、様々な区のまちづくりマスタープランも含みますけれども、上位計画で示されている東京、品川のまちづくりのための一助、1つの要素になっているといったところにつきましては、この中間のまとめでも様々記載がされていますけれども、

そこは間違いのないところでございます。

道路ネットワーク、その周辺のまちづくりにおいて、道路が大きな役割を果たすといったところは記載のとおりでございます。まちづくりと道路の計画が全く含まれていないといったところについては、私の発言の意図するところではございません。再開発のみが、この都市計画道路の整備方針の目的である、目標であるといった部分については、そうではないといったところで発言をさせていただいたところでございます。

○中塚委員

最後に一言。言葉尻を捕らえて言うつもりはなくて、鶏が先か卵が先かみたいな感じで、この計画自体で、今後の都市計画道路をどうするかということが様々な角度で書かれているわけですが、私が言っているのは、結局は、目的でなくても、その手法として、再開発の加速、新たな着手に、直接的にしろ、間接的にしろ、含まれているものだと思います。

品川区のマスタープラン自体が新たな開発を進めるものであります。これで質疑は終了したいと思いますが、そこに住んでいる方々、商店街の方々、地域住民の方々、みなさんこれ以上のタワーマンション、オフィスビルは必要ないと、私たちの住まいを奪わないでほしいと多様な声が上げている中、さらなる都市計画道路の整備で開発を加速させることは、絶対に行うべきではないと強く申し述べて質疑を終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

都市計画道路の整備方針、中間取りまとめを見させていただきました。本当に防災の観点から見ても非常に重要な取組だと感じます。それとは別にして、特に、基本目標3、安全で快適な道路空間の創出で、にぎわいと交流の場を提供する道路空間にリメイクをしていく取組について、こちらも非常に魅力的に感じました。

区民からすれば、日常生活で日頃使用している道路が、にぎわいと憩いの場が変わっていくということは非常に関心の高いことだと思います。

先ほど、リメイクの候補地については、検討するところがあるのかないのかも含めて考えていくということでございましたが、こういった都市計画道路の必要性を検証するための区民の声は、第4次計画まで今までされてきたと思いますけれども、どれだけ区民の声を集約できているのか、ここの点についてお聞きできればと思います。

○高梨都市計画課長

都市計画道路について、これまで賛成も反対も、意見も含めて、様々区のほうには寄せられている部分がございますので、そちらについては、これから具体的な路線を選定していく上では、しっかりとそれを踏まえて考えていかなければいけないかなというふうに考えてございます。

今ご提案がありましたリメイクを含めた道路のにぎわいづくりであったりとか、そういった部分につきましては、個別の寄せられる声というよりは、町場でいろいろ活動されている団体であったりとか、まちづくりの中でいろいろと寄せられる声もございますので、そういったそれぞれの所管に寄せられている声があるのかどうかといったところも含めて、しっかりと集約をして、本計画の回答の際には生かしてまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員

今ご答弁があったとおりで、様々なところからお声があると思います。先日、委員会の際に、防災区民憲章でも、デジタルプラットフォームを活用して区民の声を幅広く収集するとありましたけれども、東京都のパブリックコメントを品川区で再度公募する以外にも、品川区内の都市計画道路の必要性を検証するための区民の声を収集する手段を1つでも多く増やしていく必要があると思われます。この辺について、もう一度お聞きできればと思います。

○高梨都市計画課長

区民の声の収集の方法につきましては様々あるかと思いますが、具体的な路線をどうするかということについては、特に地元の方々にとって、非常に重要な問題だなというふうに思いますので、情報がばらばらと出ていくような状況も望ましくないのかなというふうに思います。

今、委員からもご提案いただきましたけれども、その部分も含めて、こういった形で区民の方々から意見を聞けばいいのか。現在は、東京都とそろえてパブリックコメントで区民の方からご意見をいただくといったところを基軸に考えてございますけれども、ご意見を踏まえて考えてまいりたいと思ってございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。今回、広報しながらで、都市計画道路の東京都のパブリックコメントについても紹介があったと思います。こちらも見させていただきました。

まず都市計画道路はどこなのということがあると思います。品川区内は「しながわMAP」で確認できるということもあると思うのですが、この「しながわMAP」をまだ知らない方もいらっしゃると思います。もし、このマップを活用して検索したとしても、都市計画道路ではなかったのだとなれば、もうそこで「いいや」となって終わりになる場合もあると思います。ある程度、都市計画道路の検討をする候補地を場所を挙げて発信していくような形が望まれるのではないのかなと思うのですが、こちらについてお聞きできればと思います。

○高梨都市計画課長

委員のおっしゃるとおりだなというふうに思っております。今回のパブリックコメントは、個別の路線というよりは、道路全体の都市計画道路としての考え方を中間のまとめで取りまとめたものでございますので、そちらについてのご意見といった形になってございます。

今後、具体的な路線について、整備方針案というような形で載せてまいりますので、そちらについては、第4次のときもそうだったと思うのですが、しっかりと地図を用いて、どこどの路線のことを言っているのか、都市計画道路の名前は、ふだん区民の皆様が使われている路線の道路の名前と異なる場合が多々ございますので、そういったところは区のほうでも工夫して発信できるように考えてまいりたいというふうに感じてございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。もう区民からすると、区道、都道、国道とあって、都市計画道路はどれも当てはまるということ。それも認識が難しいのかなというところもあるので、寄り添った形での発信の仕方も、まさに今後からだと思いますけれども、ぜひ検討していただければと思います。

○新妻委員長

ほかにかがででしょうか。

○中塚委員

今、ゆきた委員から、都市計画道路について防災の観点でご意見がありました。今回の中間のまとめ

にも、防災対策としても都市計画道路の整備が必要だということが強調されておりますけれども、もう時間もあれなので、一言、意見だけ述べさせていただきますが、いつ完成するか分からない都市計画道路の整備は、いつ起きてもおかしくない首都直下の大震災の対策になるはずがないと私は思います。

少なくとも、今、事業認可され、土地の買収が進んでいる補助29号線や放射2号線、これが完成するのは、いつなのか。完成するめどが立っていない中、一方で、30年の間で70%の確率と言われる首都直下大震災が示されて、もう何年もたっているわけで、こうした都市計画道路の整備が防災対策では役に立たないということは繰り返し述べてきたつもりです。

さらに、その先15年間をかけて、新たな路線を事業認可を狙おうと、それがさらに用地買収が進んで完成するのは一体いつなのかと私は思います。

少なくともまちづくりは百年の計だという言葉が昔からあります。私は、そのとおりだという気持ちも分かるのです。ただ、一方で首都直下大震災を挙げて防災対策のためと言うのは違うということを一言述べておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 羽田新飛行ルートに関する国土交通大臣への要望について

○新妻委員長

次に、(2)羽田新飛行ルートに関する国土交通大臣への要望についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

引き続きまして、私から、羽田新飛行ルートに関する国土交通大臣への要望について、報告をさせていただきます。

資料をご覧ください。

既に全区議会議員宛てに、要望前後にご報告をさせていただいているところではございますが、7月31日木曜日に、森澤区長が中野国土交通大臣を訪問し、羽田新飛行ルートに関して要望を行いました。

2、要望の内容でございますが、令和5年12月に全区民アンケートの結果を国土交通大臣へ届けた際、大臣からは「重く受け止める」との回答を得ている。

本年中開催とされている第7回固定化回避検討会を早期に開催し、いわゆる海上ルートの実現に資する方策など、区民負担軽減につながる具体的な方策の提示とその実施を早期に行うよう求めたものでございます。

3、要望を受けた中野国土交通大臣の発言でございますが、「要望を受け止めて、地域の皆様の負担軽減に取り組んでいく」といったものでございました。

区といたしましては、今後も機会を捉えて必要な要望を行ってまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

まず、当日赴いたメンバーはどなただったのか伺います。また、ホームページなどでも掲載されておりますけれども、文書による要望ではなかったということです。こういった経過になったのは、どなたの意図によるものなのか伺います。それとあと、結構、報道がされたので、区民の皆さんからも割と反響があるのです。問合せがあるといいますか。要望したことについて、区民から反応は区に寄せられているのでしょうか。寄せられているとしたら、内容はどのようなものなのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

まず、要望に伺ったメンバー、同席したメンバーといったところで回答させていただきますけれども、森澤区長のほかは、堀越副区長と、都市環境部長と、都市計画課長の私でございます。

それと、文書がなかったのかといったところでございますけれども、要望に伺う前に、区長、副区長とも話し合って、今回は口頭での要望で決定したところでございます。

次に、区民からの反応でございますけれども、1件、都市計画課のほうに、この要望を受けて反応がございまして、よく区長が動いていただいたといった内容のご意見をいただいているところでございます。

○安藤委員

そうですか。ここで言うのもあれですが、私のところには、私の担当している地域がルート直下ということもあるのか、「いや、なんか、行ってみたいだね」という声が結構寄せられていましたけれども、1件でしたか、そうですか。

文書による要望ではなかったということも、なぜなのかなと思いました。今の答弁だとよく分かりませんでしたが、要望した内容はホームページに出ているので確認はできるので、文書で要望すればよかったのかなというのが私の感想です。

それと、今回は区長が行ったのですけれども、昨年12月に第6回固定化回避検討会が終わった直後には堀越副区長が赴いています。その際、第6回固定化回避検討会で示された内容について、こういうふうに言っているわけです。「区が求めてきた具体的な方策が示されていない今回の結果は、区として看過できない」と述べたのです。看過できないというのは、なかなかまあ強い言葉なのではないかと思うのですけれども、今回また区長が行ったわけですが、昨年の「看過できない」というのは、結局何を看過できなかったのかよく分からないので、もう少し半年前のこの要望について、もう少し伺わせてもらいたいのですが、何を看過できなかったのでしょうか。

○高梨都市計画課長

令和6年12月に区が申入れを行った内容についてのご質問でございます。

区としましては、2年以上の間、固定化回避検討会が開催されず、その間、区民負担軽減に資する具体的な方策と、その提示を求めてきたところでございます。第6回が開催されたわけですが、その中では、区民負担軽減につながる具体的な方策と、その実施についての内容が含まれていなかった。そのことを受けて、区といたしましては、この結果は看過できないといったところで申入れを行ったところでございます。

○安藤委員

結果として、今回は、区長が行ったわけですが、前回、副区長が要望した状況とは変わっていないわけです。第6回固定化回避検討会では、飛行方式をRNP-A Rに絞り込んだものの、結局、結論としては、未対応の機材があるため、直ちに導入することは困難であるとか、2024年1月に発生した事故を踏まえ、ヒューマンエラーのリスクとなり得る運用の大きな変更や、さらなる複雑化は慎重

に行うべきというふうに言うであるとか。あと、仮に導入したとしても、新たな経路は市街地上空を通過することからというふうに認めているのですけれども、検討については慎重な対応が必要と結論づけているわけです。

要するに、これ、行政用語からいうと、時間もかかるし、リスクも高いから、やりませんと言っているようなものだというふうに私は感じたのです。

そこで、今回も区長が要請に行ったわけですが、同じような内容だと思うのですけれども、区として看過できないと言ったのは、このRNP—ARそのものが看過できないと考えているのか。それとも、その実現に時間がかかるという結論が看過できないと考えているのか、それとも、RNP—ARを示したものの、実施すると決めなかった、具体的な方策を示さなかったことを看過できないと考えているのか。もう少し、看過できないというふうにしたその中身を伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

区として看過できないという申入れを行ったことにつきましては、第6回固定化回避検討会で、具体的に区民負担軽減につながる方策が示されなかった、その実行についても示されなかったということに関して、「看過できない」という表現で申入れを行ったところでございます。

○安藤委員

やはりよく分からないのです。私が今、結構具体的に聞いたのですけれども、全体まるっと看過できないみたいな感じにしか聞こえないのです。それだと区民は何を言っているか分からないぞと私は思うのです。私も何を言っているか分からないということが正直あります。

次に、今回の要請なのですが、区は、今回の要請で、次回、第7回固定化回避検討会の早期開催をまず求めているのです。その上で何か要請しているわけなのですが、改めて確認したいのです。そもそもこの固定化回避検討会は、A・C滑走路に都心を北側から南に飛行機が進入してくるという、こういう現在のルートで行っている滑走路の使い方、これを前提にした検討会であるという認識で間違いないのか、区もそういうふうに認識しているのか確認させてください。

○高梨都市計画課長

国土交通省によりますと、固定化回避検討会は、現在の滑走路の使い方を前提に固定化を回避する方策について検討している会議体であるというふうに示されているところでございますので、区もそのように考えています。

○安藤委員

となりますと、区は、そういう滑走路の使い方が前提となっている検討に期待をかけているということになるわけですね。それを前提にした検討となると、この検討会で検討する限りは、都心を北から南下するルートをいかに曲げるかという対策しかないというふうになると思うのです。ところが、区の要請では、この固定化回避検討会を早期に開いて、いわゆる海上ルートの実現に資する方策など区民負担軽減につながる具体的な方策の提示と実施というふうに言っていまして、「海上ルート」という言葉を使っているのです。今の固定化回避検討会の検討に期待をしつつ、「海上ルート」という言葉を使っているのですけれども、結局、これも含めて、区は一体何を要請したのか伺いたいのです。区が言う、区長が言う「海上ルート」というのは、何を指すのか。固定化回避検討会を早く開くよう求めるということは、それを前提にして要請しているので、結局、今のA・C滑走路に北から降りてくるルートを曲げる、それを何とか曲げて海上ルートと言っているのか。それとも、B・D滑走路に海から降りてくる従来の海上ルートに戻せと言っていることなのか、「海上ルート」ということを要請した言葉の意味合い

について教えていただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

国は、第6回固定化回避検討会の後、今後の取組として、海上ルートの実現に資する方策について、国際動向等を踏まえた調査研究を実施するということで示してございます。

区としましては、今、固定化回避検討会の定義については、先ほど述べさせていただきましたけれども、区として具体的にここの滑走路によるこのルートでやれというようなものを示したのではなく、国の検討の中でしっかりと調査研究を行っていただいて、区民負担軽減につながる方策を示していただきたい、これが品川区の対応でございます。

○安藤委員

最後、もう1回確認したいのですが、具体的な、区として、この滑走路でこういうふうに降りなさいと言っているわけではないというお話がありましたが、区が要請した海上ルートは、現在の新ルートではない時間帯にB・D滑走路に海から降りてくる従来の海上ルートに戻すことも含まれているのか、含まれていないのか、そこら辺をお伺いしたいのですが。

○高梨都市計画課長

含まれている、含まれていないの部分も含めて、しっかりと国で品川区民の負担軽減につながる具体的な方策が示されるよう、それが早期に実施されるように品川区は求めているという態度でございます。

○安藤委員

「海上ルート」という言葉に踏み込んだということには、インパクトがあると思うのですが、結局何を求めたのかということが少しよく分からないのです。あるいは、求めたというよりも、それは国が考えることですかみたいな感じなのかというふうに聞こえたのですが、いずれにしても、着陸寸前で、最も低空で影響が大きい自治体の区長が要請するというのは大きなことで、私たちとしては、「海上ルート」という言葉を使うのであれば、元の海上ルートに戻せというところを強く要請してほしいですし、それと、現在の都心の上をリスクをはらんで低空飛行してくるこの新ルート、都心ルートについては、きっちりと、やるべきではないと、反対ですというような意思表示をするということがとても重要なことだと思います。それが品川区民が大変な思いをしている現状を変える大きな一石を投じることになるというふうに思いますので、ぜひ、また国に、国交大臣に会ってもらって、それで、直接、元の海上ルートに戻してほしいという要請をしていただくよう求めたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

森澤区長による国土交通大臣への面会・要望ということですが、先ほどもやり取りがありましたように、今までの区の姿勢と、今回の要望ということでの区の姿勢に、何が違って、何が同じなのか、そこがよく分からないので何うのです。今まで、この羽田新ルートをめぐっては、課長とも、前任の課長とも様々質疑をさせていただきました。羽田空港に着陸する飛行機が、どこを通るのか、ここは飛んでほしくないなどのルートの問題は、国または固定化回避検討会が検討するものであって、区としては、ここを飛んでほしいとか、ここは飛んでほしくないとか、ルートのことについては、専門知識も分野でも異なるというところで、いわゆる課長の答弁ですと、区としては、ルートを求めるのではなくて、いわゆる区民負担の軽減を求めるのだという説明が重ねられてきたと思います。

そのため、いわゆる従来ルートに戻すべきと国に言うべきだとか、海上ルートに戻すべきだと国に言

うべきだという質疑をすると、必ず、いやいや、どこを飛ぶかは国が検討することであって、区は負担の軽減を求める立場ですという答弁が何度も繰り返されてきたと思います。

今回は、いわゆる海上ルートの実現に資する方策というふうにルートを求めたのです。つまり、これは品川区もルートに言及するというに姿勢を変えたのか。それとも、従来どおり、ルートは固定化回避検討会が検討することであって、区としては、区民負担の軽減を求める立場だということなのか、ご説明いただきたいと思います。

○高梨都市計画課長

今回、「海上ルート」というように区長が発言したわけでございますけれども、こちらにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、第6回固定化回避検討会の後の全区民向けのチラシの中でも記載がございます海上ルートの実現に資する方策について、国が調査研究を実施しているというように記載されているところをとらまえて発言したものというふうに考えてございます。

引き続き、区といたしましては、具体的な使用する滑走路であったりとか、ルートについては、専門知識を有する固定化回避検討会であったり、実施主体である国が責任を持って調査検討を行って、区民負担軽減に資する具体的な方策を提示していただくべく、今後も要望を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○中塚委員

そうなのですね。これまでの姿勢と大きく、姿勢としては変わったわけではなく、このニュースレターに書かれている、つまり、固定化回避検討会が発行するチラシにある海上ルートの実現に資する、ここに書かれているのだから、区長として国にここを要望したということだということです。

つまりは、今までの従来ルートまたは海上ルートに戻せという直接的な言い方ではなくて、固定化回避検討会が言う、いわゆる海上ルートに戻せというところ、ここが少し分りにくいだけでも、私は大きな違いだなと思っているのです。

ぜひとも従来の、今までの海上ルートに戻せと、国土交通大臣に品川区長として述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

先ほども申し述べたとおり、具体的な方策については、国の責任のもと、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございますが、委員の発言はじめ、そういった声があるといったところにつきましては、当然、区長のほうにも伝えてまいりたいと考えてございます。

○中塚委員

そういう従来の海上ルートに戻してほしいという声が上がっていることを区長に伝えるということは当然のことですけれども、そのことを述べているのではなくて、検討会が述べるいわゆる海上ルートに資する方策ではなくて、従来の海上ルートの実現を国に求めてほしい、大臣に言ってほしい、そう思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

今回の大臣訪問では、そのような意図で発言されたものではないというふうに考えているところでございます。

今後、どのように要望するかにつきましては、区長に意見をしっかりと伝えた上で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○中塚委員

今、課長が、その意図ではないとおっしゃいましたが、この一報が出たときに、ついに品川区長が海上ルートを求めたと喜ぶ声も伺いました。しかし、今の課長の説明だと、その意図ではないということで、がっかりというか。一方で、従来の品川区の姿勢が継続されている状況だと思います。

これで最後にしますが、検討会が言う、いわゆる海上ルートの実現に資する方策は、A・C滑走路が前提ですから、これをどのように検討したところで、品川区の上空を飛ばないルートにはなりません。国自身も市街地を飛ばすことは認めております。ですから、検討会が言う、いわゆる海上ルートを求めても、これは品川区の上を飛ばないルートにはならないということです。

ですので、品川区の上を飛ばない従来の海上ルートの実現こそ、区長として国に求めていただきたい、それが森澤区長が言う区民負担の軽減の唯一の策だと私は思います。ぜひその意見も区長に伝えていただいて、今までの姿勢を変えていただきたいと申し述べて質問を終わります。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和7年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について

○新妻委員長

次に、(3)令和7年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは、令和7年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、お手元の資料をご確認いただければと思います。

1番、募集内容でございますが、9月に実施する区民住宅の空き室に関する入居予定者の登録の募集でございます。

2、申込用紙の配布期間につきましては、9月9日から19日まで。配布場所につきましては、住宅課をはじめ、資料に記載の各施設となります。

3、申込書の受付につきましては、郵送で9月26日までに届いたものが対象となります。

抽選番号については、10月8日頃までに申込者の方宛てに発送をさせていただく予定です。

4番、抽選日につきましては、10月20日を予定しております。

5番、抽選結果の通知につきましては、10月29日頃までに、申込者の方宛てに発送予定でございます。

6番、広報につきましては、広報しながわ9月1日号および区のホームページへの掲載を予定してございます。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、9月1日までに区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付をさせていただく予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

事務事業概要を見ますと、ここ数年は100から130世帯からの応募がありまして、大体40人程度が入居されていると思います。単純に、毎回40戸程度が空くと思うのですが、これは、空き室が出る理由はどのような理由が多いのかを伺いたいと思います。空き室が出ないと応募できないということだと思うのですが、伺いたいのが1つと、それと、今年度は大体どれぐらいの入居者数、逆に言うと、空きが出るのかを1年で想定しているのか伺いたいと思います。

また、応募件数と入居者数ですけれども、この需要と供給について、現状として、品川区はどのように認識をしているのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長

3点ご質問をいただきました。

まず1点目、空き室はどのような理由によるものかといったご質問でございます。

11世帯を除いて、ほとんどが家族向けの住戸にお住まいのご家族の方でございますので、空き室に関しては、引っ越し、転居、別の住戸に転居するといった予定が多いです。

また、同じ区民住宅内での引っ越しをなさる方もいらっしゃいますので、住戸から住戸へ移動したことによって前の住居が空くことによって、空き室を再度募集にかけることができるといったものでございます。

2点目は、今年度の入居者想定見込み数といったご質問でございます。

先ほど、委員のご指摘のとおり、昨年度は40人の方にご入居いただいて、その前も約40人、令和4年度につきましては44人ほど、大体40人程度の方が入居されているということでございますので、今の現時点で空きが、ここが確実に空いていますというふうにはまだ申し上げられない状況でございますが、この空き室の募集が11月からの1年間といったところでございます。その間に退去者が出たものに対して、同様に、今回の入居待ちにご登録いただいた方から順に抽選で番号を決めてお声かけするといった形でございますので、例年の見込みであると、同じぐらいの予定をするのではないかというふうに考えてございます。

そして最後に、3点目でございます。

応募件数と入居件数の需要についてどのように区は考えているかということでございますけれども、こちらは中堅所得者層の主に家族世帯を中心とした区民住宅の募集という形でございます。同様にお子様がいる世帯の方がほとんどになるのですけれども、家族の方へ安定的な住居の確保というところでは、引き続き区民住宅の住宅の確保は、現状のものを通じて行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○安藤委員

転居ということですが、結構まあまあ間取りではなかったかと思うのですが、例えば、子どもが増えて、そういう関係で移ることを希望する人が多くなっているとか、そういう転居の理由を少しお伺いしたいのと、それと、需要と供給と少し回りくどい言い方をしたのですが、要するに、区としては、ある程度、この事業は足りていると考えているのか。それとも足りないと考えているのかということをお伺いしたいというのが2つ目です。

あと、中堅ファミリー層にこの情報を届けるので、広報しながらでは、私、不十分なのではないかと思ひまして、先ほども道路のパブコメですと、中間まとめでもSNSでも発信と書いてあったような気がするのですが、ぜひそういった中堅ファミリー層、現役層に届くには、そういったこともぜひ発信していただきたいと思うのですが、住宅課としては、何かそういうことはできないのですか。ぜひやっ

ていただきたいのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○川原住宅課長

3点ご質問をいただきました。

まず1点目が、転居の理由のご質問でございます。

委員のおっしゃるとおり、お子様が増えたことによるものであるとか、お子様の成長に伴って、もう一部屋の確保が必要になったといったところで転居となる方が多いところが理由でございます。もしくは、その逆もありまして、お子様が一定程度大きくなって成人になられて家を出られたので、逆に広い世帯から少ない世帯へ引っ越しであるとか、また、単身者用のところに転居する、完全に家を出られるといったご事情がある方もいらっしゃるところでございます。

そして、区民住宅として、区として需要と供給の数として、足りているのか、足りていないかといったところでございます。

現在は、区民住宅の空き室の募集という形で行っておりまして、一定程度数、入居の希望のある方には、倍率でいうと約2倍から3倍の形で、希望する方には住居は確保できているというふうに考えてはおりますけれども、引き続き、区民住宅につきましても、一定程度、年数のたったものもございまして、大規模の修繕であるとか、比較的長く住んでいただくために必要な修繕の実施は強化して行っていきたいというふうに考えてございます。

そして、広報についてというところで、SNSでの発信状況はいかがかといったご質問でございますが、現在もこのような定期的な随時募集という形では、区のホームページとか、あとは広報しながわで行っておりまして、定期的な募集とは別に、随時募集といった形で、登録待ち、空き待ちの方がいない住戸が空いた場合には、随時、募集をかけております。そこがお申込みを希望した方から順次という形でございますので、その場合には、今現在で言いますと、区のホームページのほか、X（旧ツイッター）などでも、区の公式なものから発信をしているところでございますので、そういったニーズにつきましては、引き続き検証をして、必要に応じてSNSの発信も行っていきたいというふうに考えてございます。

○安藤委員

年に1回の募集ということで、やはり区が、ある程度の基準を備えてしっかりとつくっていった、なおかつ、市場に比べればややというところがあるのであれば、これは結構お役立ち情報といえますか、なかなか制度を知らない人のほうが多いと思うのです。ですから、ぜひそういった層に届くような情報の発信の仕方を、ぜひ工夫していただければというふうに思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) しながわ中央公園ナイター照明LED化その他電気設備工事について

○新妻委員長

次に、(4)しながわ中央公園ナイター照明LED化その他電気設備工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、しながわ中央公園ナイター照明ＬＥＤ化その他電気設備工事について、ご報告いたします。

A４判カラーの資料をご覧ください。

まず、１、本件の目的ですが、現在設置しております多目的広場、テニスコートのナイター照明および受変電設備は、設置後約２２年が経過しており、経年劣化により正常な機能の発揮ができなくなることが想定されるため改修工事を実施します。

既存の投光器は、高輝度放電ランプというもので、スポーツ施設などで広く使われてきたものですが、効率のよいＬＥＤに取り替えることで、使用電力量の削減と二酸化炭素の排出量の抑制を目指します。

資料中段に位置図を示しておりますが、３、工事概要とともにご覧ください。

西品川一丁目のしながわ中央公園にあります多目的広場およびテニスコートのナイター照明のＬＥＤ化、管理棟照明器具の交換、管理棟の隣にあります受変電設備の交換および太陽光発電設備の交換工事となります。

照明のＬＥＤ化は、多目的広場では、既存で６本の照明鉄塔にある合計４４台。内訳は、８台のものが４本と、６台のものが２本ですが、これの交換を予定しております。テニスコートでは、既存４本のポールに、１本当たり４台の投光器が計１６台あり、これを交換する予定です。

なお、調光が可能なように、制御盤の改修を行います。

それぞれの交換期間中は利用はできませんが、一部のスペースでも利用可能かどうか、工事業者および関係各課と連携し、十分な検討と周知を行います。

また、管理棟には大小の照明が計４４台設置されてありますが、これのＬＥＤ化を行います。

２ページ目をご覧ください。

受変電設備の交換は、３ページ目の左下の写真にあります設備自体を交換するものです。この受変電設備の効果のため、３日間程度は全施設で停電となりますが、管理事務所や園内の照明など必要最低限のものは仮設の発電機で稼働させる予定です。

続きまして、太陽光発電設備のうち、パワーコンディショナーと呼んでいるものを交換します。これは管理棟に隣接する倉庫の屋上にあるソーラーパネルにより発電された電力を、直流から交流に変換し、園内で使用可能なものにする機器となります。

４のスケジュールですが、年内いっぱいには現地調査、材料発注および管理棟内の照明の交換を行い、令和８年１月から３月にかけて照明器具などの交換を行います。また、３月上旬に受変電設備の交換を行います。

５、計画平面図には、各設備の場所および現地の写真を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

工事が４種類あると思うのですが、それぞれ工事契約費用、金額が幾らなのか伺いたいと思います。

それと、太陽光発電パネルがあるということなのですが、すみません、現状どこに設置されているのか、何キロワットぐらいの電力を得られて、その電力はどこに使用されているのか伺いたいと思います。

○森道路課長

まず、この工事自体でございますけれども、4つの工事を合わせまして一本の契約としてやっております、合計が1億5,280万円余ということになっています。

それから、太陽光発電ですけれども、今、管理棟の南側に倉庫がございますけれども、この上に設置されてあります。こちらにつきましては、明確な規格は手元にはございませんけれども、それほど大きなものではございませんので、管理棟の必要な電力の一部をまかなっているというふうに考えています。

○安藤委員

ありがとうございます。こういった改修というタイミングでもいいのですけれども、公共施設の自然エネルギー活用などは、地球温暖化防止についてもやはりどんどん進めていく必要があるなと思いますので、今回は現状の改修ということですが、機会を見て、太陽光パネルの増設など、近隣住民の調整などもあるかと思いますが、ぜひ検討していただければなと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

LED照明に切り替えるということですが、区役所の目の前なので皆さんご存じだと思いますが、周辺が住宅地になりますので、まぶしいという問題、また、まぶしさがどの程度なのか、そこをどのように考えているのか伺いたいと思います。

初期のLEDと違って、大分見え方も変わってきたというお話は伺います。ちょうど道路上を照らす街路灯のLED化を進めたときに、結構まぶしいという話が私のところにも届きまして、でも、だんだんLED自身が進化しているので、随分改善されたという話も伺いますけれども、今回、ナイター照明ということで、一定の高さから照らすことになるわけですから、改善されたとはいえ、LED照明がどんなふうに映るのが少し心配だったので、まぶしさなど、近隣への影響についてご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

今回設置するLEDは、テニスコートと、それから多目的広場と、それぞれに設置をするわけがございますけれども、照らす対象が、多目的広場、テニスコートと限られておりますので、その光がどの範囲に及ぶかというところはしっかりと計算をして、角度を調整して行っていくということでございます。

また、先ほどご紹介いただきましたように、LEDの性能も変わっておりまして、出始めの頃はまぶしいというお話が、道路の街路灯でもあったということは私も認識しておりますけれども、最近はどういったお話もなく、しかも、今回、調光ができる、つまり、光の強さを換えられると。調べる光と書いて「チョウコウ」と読みますけれども、そういったものができるということでございますので、実際に使っていただいている方のご意見を伺いながら調整をしていければなというふうに思いますし、近隣の方々へ、まぶしいというような被害とか、そういったお話がないようには、公園の中をしっかりと照らすように角度を調整して設置をしたいというふうに思っています。

○中塚委員

ありがとうございます。計算をして、角度も調整して、また、調光ができるということで、公園自体を照らすようにするというご説明でした。丁寧に進めていただきたいと思います。今後、契約、1億円あまりの契約案件になって、工事が始まる時には、説明会は開催されるのか、もちろん開催に当たっては、近隣の方がどのように見えるのか、あと、実際、稼働してみないと分からないという部分もあるでしょうから、寄せられた意見には、調光ができるということなので、丁寧に対応していただき

いと思いますが、最後に、いかがでしょうか。

○森道路課長

いわゆる工事説明会は考えておりませんが、工事を行うに当たっては、近隣の方への説明、チラシを配布させていただいて、こういった業者が、ここでいつからいつまでやりますという話はさせていただく予定です。そこでお話を伺えればと思いますし、何か工事の際に気になることがあれば、道路課のほうに言っていただければ誠実に対応したいと思いますし、終わった後も、使い勝手が悪いとかということであれば、公園管理事務所でも構いませんし、道路課のほうでも構いませんし、そういった部分、個々については真摯に対応していきたいというふうに思います。

○中塚委員

LED照明に変えて、電力消費量の削減と二酸化炭素の抑制、これはとても大切なテーマだと思います。ぜひ近隣の方々に丁寧に説明をいただいて、また調整もしていただいて進めていただきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

昨年の八潮北公園のナイター工事の際も、工事のスケジュールの時期が、年始から年度末にかけてだったと思われます。様々な事情があつての工事の時期の選択だと思われますが、しながわ中央公園では、ナイター照明で、日が落ちるのが遅い時期では午後5時から活用されて、早い時期には午後7時から活用されていると思われますが、この示されたスケジュールでは、日が落ちるのが早い時期で組まれているのが1点疑問でしたので、この点、1点だけ確認させていただければと思います。

○森道路課長

夏に設置の工事ができれば、その工事の期間中はライトが使えないということなので、ナイターでの使用ができないということになりますので、数時間、もしかすると、夕方少し遅くまでできるということもあるかもしれませんが、すみません、単年度工事という形の中でやっている中で、各課との調整と積算の工事を発注する準備、それと、実際に工事を発注し、材料をつくって設置をするということと考えますと、こういう時期になってしまうところでございます。できるだけ早めの周知をしながら、使用されている方には不便をできるだけないようにしたいと思っておりますので、そういうような形で進めていければと思います。

○ゆきた委員

ありがとうございます。単年度工事ということで、様々な事情を考慮してのことということで確認させていただきました。ありがとうございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 水とみどりに関するアンケート調査の実施について

○新妻委員長

次に、(5)水とみどりに関するアンケート調査の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、水とみどりに関するアンケート調査の実施について、ご説明させていただきます。

資料は、A 4 判、2 枚のものをご覧ください。

令和 3 年度に改定した「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、区内における緑地や水辺の保全、緑化の推進、水辺空間の活用などに取り組んでいるところでございます。

本計画の施策効果を把握するとともに、区内における水とみどりに対する区民意識とその変化を把握するため、アンケート調査を実施してまいります。

調査概要でございますが、調査対象は、18 歳以上の区民 3,000 人を対象といたします。また、今回から、小学 5 年生を対象としたアンケートを別途実施してまいります。

調査項目については、令和 2 年度に実施したアンケート項目である区内の「みどり」や「水辺」の満足度や要望、日頃のみどりや水に関する活動などの内容を基本に、グリーンインフラに関する項目を追加いたします。

調査期間は、9 月中旬から 10 月下旬を予定しております。

また、調査方法は、調査票の郵送により行います。回答につきましては、郵送に加えて、ウェブも併用してまいります。

本調査結果は、緑化や水辺に関する施策推進の基礎資料として活用するとともに、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」の中間年度の見直しに反映してまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

緑化や水辺に関する施策推進の基礎資料としてということなので、少し関連して伺います。街路樹は、都市部において、重要な緑のインフラだと思うのです。緑は都市の温度を下げ日陰もつくります。また、自動車などから出る排ガスなどを吸着する機能もあります。また、排出された CO₂ を吸収するのは緑だけということで、街路樹は、その一端を担う重要な緑だと思うのです。ただ、その機能を十分に発揮するためには、木の葉がなるべく茂っていることが有効で、つまり、常緑広葉樹が大切だと。それが様々な緑のインフラ効果を発揮させる上では有効だということで、公害防止や環境に取り組む団体の皆さんなどからも意見をいただいているところなのです。

そこで少し伺いたいのですが、品川区は、区道や公園などの公共施設に植樹する際の、ガイドラインみたいなものを作成しているのでしょうか。植えるに当たっては、こういうものを優先しているとか、そういったものがあるのかどうか伺わせてください。

○大友公園課長

植樹の樹種の選定につきましてですけれども、区の全体、また、区だけではなくて、東京都全体として、一定の指針が出ているところでございます。その指針に基づいて実施していくところではあるのですけれども、地区ごとによっても、その通りとエリア等々、場所でどのような樹種にしたほうがいいのかというような考え等々、一定、考えがまとまっているエリア等もありますので、そのような指針に基づいて設定をしているところでございます。

○安藤委員

ぜひ、このみどりの整備に当たって、特に区道について、なかなか区道への植樹はあまりないかなという印象があるのですが、こういった場合は、常緑広葉樹を基本にするという、ぜひ方針をこれを機会に持っていただけないかというふうに思うのですけれども、最後にいかがでしょうか。

○大友公園課長

街路樹に限らないというところもあるかもしれませんが、そのような指針等々、これから前向きに考えていきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○ゆきた委員

小学生を対象としたアンケートについて、先ほど、小学5年生ということでお話があったと思うのですが、これは具体的にどのように進めていくのか。別途実施予定ということで書かれていますが、この点について教えていただければと思います。

○大友公園課長

小学生向けのアンケートにつきましてですけれども、こちらは、区内の義務教育学校等の小学生に対し、タブレット端末をお持ちということで、そのタブレット端末を活用した調査を行うということで考えているところでございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。水とみどりの基本方針の中で、「区民と行政が一丸となって水とみどりを育む」というふうに書かれていまして、この中に啓発のイベントの充実や教育との連携ということも含まれていると思われます。今回の追加項目で、グリーンインフラの整備に関して重要と考える視点については、啓発も兼ねた所管をまたがる教育との連携についてもアンケートが効果的だと感じています。あえて別途で小学生を対象としたアンケートを実施するのであれば、こういった観点も含めて、さらに、ワークショップとか、何か具体的な進め方があるかと思われますけれども、何かお考えがあれば、お聞きできればと思います。

○大友公園課長

現在、様々な意見を聞きながら進めていくところの手段として、今回、新たにこのようなアンケート調査を小学生にも実施していくところはあるのですけれども、その他の機会も使いながら、様々なアンケート手法、ワークショップであったり、その他もろもろ、どのような形で意見を聴取することがいいのか、また、つくり上げていくことがよいのかというところを検討してまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) しながわ水族館の臨時休館について

○新妻委員長

次に、(6)しながわ水族館の臨時休館についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

続きまして、しながわ水族館の臨時休館について、私からご説明させていただきます。

資料は、A 4 判のものをご覧ください。

8 月 1 5 日金曜日の早朝に、しながわ水族館へ電力を供給するための高圧ケーブルに不具合が生じ、水族館やレストランなどの付帯施設に停電が発生したため、しながわ水族館と付帯施設を臨時休館いたしました。

臨時休館期間は、8 月 1 5 日金曜日から 2 9 日金曜日の 2 週間を予定しております。

続いて、対応状況でございますが、停電発生後、速やかに停電の原因および復旧に向けた調査を行い、1 9 日火曜日に不具合のあった高圧ケーブルの取替え工事を実施いたしました。

また、品川区ホームページや各種 SNS などによる情報発信、大井町駅の無料送迎バス、バス停にスタッフを配置して案内、大森駅、大森海岸駅に周知ビラを掲示するなど、広く臨時休館の周知を図ったところでございます。

生物については、停電時も非常用発電機を稼働させ、しながわ水族館内で飼育を継続してまいりました。しかしながら、水温や水質の変化に弱い生き物については、近隣の水族館に移送し飼育をしているところでございます。

不具合のあった高圧ケーブルの取替え工事は完了し、停電は解消しております。現在、設備機器の設定や動作確認を行うとともに、生物の健康状態を優先し、無理のない飼育水の入替・循環・温度調整や生物の体調管理など、営業再開に向けた準備を進めております。

最後に、営業の再開は 8 月 3 0 日の土曜日を予定しております。

なお、営業再開に当たっては、一部の展示内容の変更やイルカショー・アシカショーなどといったイベントを行わない場合がございます。こちらは再開直前まで調整を行ってまいりますので、詳細は、しながわ水族館ホームページなどで周知を図ってまいります。

このたびの停電に伴う臨時休館により、区民の皆様をはじめ、多くの方々にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、大変申し訳ございません。本件を重く受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

再発防止という言葉がありましたけれども、高圧ケーブルの不具合の原因は何だったのか、分かれば教えていただきたいのと、それとあと、今回の停電などで死んでしまった生物は一体もなかったということではよろしいのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

2 点ご質問をいただきました。

今回の停電の原因といたしましては、先ほどの話のとおり、高圧ケーブルの不具合ということで、水族館施設へ電力を供給するケーブルに漏電が発生したことによる通電不良となっております。

この漏電の原因ですけれども、ケーブルの老朽化であったり、記録的猛暑の影響など、複合的に作用した結果、高圧ケーブルに不具合が生じたものと推察されます。原因の完全な特定については難しいか

と考えておりますけれども、推察される原因としては以上となります。

生物については、おおむね健康状態を維持できていると考えているところではございます。本停電が原因かどうかは不明なところはあるのですが、現状、毎日、一定の数の生物が亡くなっているところではございます。それとあわせまして、移送時に、若干、イワシが死んでしまったというところではございます。

○安藤委員

分かりました。本当に夏休みの最中ということで影響も大きかったかと思います。対応も大変だったと思うのですが、きちんと対応などもされているようですし、今後とも、このようなことがないように、日頃の点検なども含めて運営をよろしくお願いしたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

全力で再発防止と述べられましたけれども、今のご説明では、漏電の発生、ケーブル自体の老朽化や記録的な猛暑などなど、原因の特定には至っていないけれども、その辺りではないかという、目星がついているということです。

伺いたいのは、これを教訓に対策に活かしていくということなのですが、日頃の点検で、今回のような不具合は発見できるものなのか、それとも、日頃の点検では発見しにくいものなのか。いや、技術的に発見できるのであれば、日頃の点検の項目を増やしていただきたいということなのですが、そこを伺います。

私も区の施設を詳細に知るわけではないのですが、高圧ケーブルというのは、しながわ水族館だけなのでしょうか。これだけ区の施設がありますから、ほかにも高圧ケーブルを使っている施設もあると思うのです。もちろん所管の範囲のご説明でいいのですが、つまり、今回の事故を受けて、ほかの施設も含めて、点検の強化といいますか、点検の仕方、ここに工夫ができないのか、その点を伺いたと思います。

○大友公園課長

電気設備の点検におきましては、月次点検と年次点検を行っているところでございます。月次点検につきましては、毎月実施しているところでございまして、直近ですと、令和7年7月17日に実施していたところでございます。

点検項目では、電気工作物、機材、設備を運転中の状態で点検いたしまして、必要に応じて数値等の測定も実施しております。

また、電気保安作業員が配線の状態や保安装置、目視でチェックし、電圧や電力の測定を行って、過負荷の有無を確認しているところになります。

また、年次点検は、年に1回、こちらは直近ですと、令和7年2月18日に実施しているところではございます。こちらの点検はより細かな点検で、電気工作物を停電状態にいたしまして、絶縁抵抗の測定を行うほか、機器内部の点検、また、部分放電の確認であったり、機器温度の測定などを実施しているところで、どちらの点検状況についても、今回、その際には異常は確認されていない、今回、点検の中身では異常が確認できなかったところでございます。この項目を増やしたところでも、なかなか今回の点については発見が難しかったのかなと考えているところでございます。

しかしながら、再発防止につきましては、今の設備の中で点検の目視の確認を強化して発見するのは

なかなか難しいかと思うのですが、今後、リニューアルを控えてございます。先ほど、高圧ケーブルはほかの施設でも使用しているのではないかというお話をいただいたのですが、電力を一定以上使うところであります。この一定が、すみません、以前担当していたところは頭に入っていたのですが、今は少し頭が抜けていて、一定容量を使うところでは、高圧ケーブルを引き込んでいる施設は区内にもあります。今後計画しているものでもあると思うのですが、そのような特に重要な施設の場合は、バックアップということで、2回線から引いていたりするような場合もございます。また、運営に支障がないレベルの非常用の発電機を置くというような手段も考えられるかと思います。

今後のリニューアル等々を見据えて、このようなことが起きないよう、再発防止になるような形で努めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

今回の不具合ということで、点検を強化しても、今回のこの不具合が発見できるかどうかは難しいけれども、今回の事態をしっかりと受け止めて改善していきたいということだと思います。

私も電気や配線、そういうことに詳しいほうではないので、今回の事態を教訓に対策を強化してほしいとしか私としては言えないのですが、庁内には知見の高い人もいらっしゃるでしょうから、技術的なところをひとつよろしく願いいたします。

あともう1点だけ。当日の対応についてですが、水族館ですから、電気が切れてしまうと、当然、魚や、イルカ、ペンギンなど、様々な動物のことが心配になります。15日に発生して、まず、何日間停電だったのか。それとも何時間かの停電だったのか、非常用電源に変わったのがどれくらいだったのか、19日には復旧したということでしょうか、そこを伺います。

心配なのは、非常用電源は初めからあったと思うし、それを切り替えたと思うのですが、それがどこまでの電気をまかなえるのか。庁舎のような建物と生き物がいる水族館とは大分違うと思うのですが、でも、優先順位もあるのでしょうか、少ししなわ水族館の対策を伺います。

つまりは、今回経験したことで、改善する点や、今後に生かす点がないかということで、現状と今後の対応について伺いたいと思います。

○大友公園課長

今回、停電が起きた日時等々からですが、8月15日、4時25分、早朝の4時25分に停電が発生してございます。すぐさま4時50分から調査は入っているところなのですが、10時の段階では非常用電源に切り替えているところになってございます。

また、8月19日に復旧の工事が入っているのですが、電気が通ったのは、20日の朝、6時過ぎとなっているところでございます。

また、非常用発電機を使って、どのくらいまでというところなのですが、この非常用発電機、全部をまかなえるようなサイズの非常用発電機ではございませんでした。今回まかなえていたところ、初期段階で使ったところとしましては、生物の酸素供給の部分です。酸素がないと生物たちが生きていけないというところで、あと、冷凍庫です。生物のえさ用の冷凍庫に電源が供給していたという状況になってございます。

しかしながら、今回、事象が発生したとき、猛暑の最中で暑かったため、水温管理が一番重要になるということで、途中で冷凍庫の電源を水温管理の電源に切り替えを行っております。生物を生かす方向の施設に最大限電源を持ってきて対応させていただいたところでございます。

○中塚委員

現場と連絡を取り合いながらご対応いただき、本当に様々なご苦勞があったと思います。本当にありがとうございました。

今回の経験を踏まえて課題を抽出して、今後の対策に生かしていただきたいという趣旨なのですが、例えば、非常用電源の規模は、このままこの規模でいくのか。やはり猛暑の中の停電時を考えて、非常用電源の規模も、増やす必要があると思っているのか、それとも、現状のままでいいと思っているのか。今回の事故を通じて課題として考えているものは何か、今後の対策に生かしていきたいと思っているものは何か、最後にそこだけ方向を伺いたいと思います。

○大友公園課長

まず、生物の生命維持のための容量も非常用発電では足りなかったということは、大きな課題かと思っています。

その課題解決に当たってですが、費用対効果として、どうするのが一番適切かというのは検討しなくてはならないところです。電力をまかなう手段として、2系統の電源を持ってくれば、基本的には、片方が断線等々で停電したとしても電源をまかなえるので問題ないかと思うのですが、果たしてそこまでする必要があるのか。仮に生物だけを生かす対応を検討していくというところであれば、非常用発電機を大きくするという話もあると思いますので、費用対効果も含めて検討する課題が明らかになったのかなと考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ここで休憩をとります。会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後2時54分休憩

○午後3時10分再開

○新妻委員長

ただいまより建設委員会を再開いたします。

(7) 品川区総合治水対策推進計画改定について

○新妻委員長

次に、(7)品川区総合治水対策推進計画改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは、品川区総合治水対策推進計画改定について、ご説明いたします。

資料、A4縦のものをご覧ください。

品川区では、区内全域で総合的な治水対策を計画的に推進することを目的として、「品川区総合治水対策推進計画」を平成3年3月に策定いたしました。

その後、東京都が策定する「東京都豪雨対策基本方針」とも整合を図りながら治水対策を進めてまいりましたが、このたび、気候変動に対応するため、令和5年に「東京都豪雨対策基本方針」が改定されたことを受け、「品川区総合治水対策推進計画」を改定いたします。

計画の概要でございますが、続く2ページ目、横サイズの資料の別紙、品川区総合治水対策推進計画

(改定) 概要版(案)をご覧ください。

左上、計画の概要・改定の背景の緑枠内をご覧ください。

東京都豪雨対策基本方針の改定のポイントになります。

気候変動に伴う降雨量の増加に対応するため、目標降雨をこれまでの時間 7.5mm から 10mm 引き上げ、時間 8.5mm としております。

この目標降雨に対して、主に河川整備、下水道整備、流域対策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策や避難方策などを加え、もしもに備えることとしております。

右上の計画の目標をご覧ください。

本計画におきましても、この時間 8.5mm の降雨まで浸水被害を防止することを目標とし、下の 3 つの方針に基づき対策を進めてまいります。

まず、方針 1 ですが、品川区と東京都で役割分担を行いつつ、連携をすることで、効果的・効率的な取組を進めてまいります。

次に、方針 2 ですが、東京都が実施する下水道整備事業を品川区が受託して実施いたします。これまでも取り組んできておりますが、これを継続して行うことで、区内の浸水対策を促進してまいります。

最後に、方針 3 ですが、雨水の染み込みやすいまちづくりを行う流域対策について、新たな取組により対策を強化・加速いたします。

具体的には、グリーンインフラの活用や広報の強化などを行ってまいります。

続きまして、下段、これまでの取組状況です。個別のご説明は割愛させていただきますが、左下のグラフをご覧ください。

こちらのグラフにおきましては、赤線が浸水被害の戸数、薄い水色が浸水被害があった年の雨量でございますが、これまでの様々な取組により、浸水被害は大幅に減少してきている状況でございます。

続きまして、次のページをご覧ください。こちらが具体的な取組になります。

中心のイメージ図が取組の柱となる 5 つの施策です。先ほどご説明した方針を踏まえ、区を取組を中心にご説明いたします。

まず、左下、下水道整備をご覧ください。

こちらの中段、区を取組といたしまして、第二戸越幹線整備事業および勝島地区雨水管整備事業がございます。

こちらは東京都から受託をして実施するものでございまして、第二戸越幹線は、下流部のトンネルが完成し、上流部において水を取り込むためのマンホール等の施工を今後進めてまいるという状況でございます。

また、勝島地区につきましては、工事に着手したところであります。今後、本格的に工事を進めてまいります。

続いて、右下、流域対策をご覧ください。

中段のところに記載がございますとおり、これまでも貯留浸透施設の設置ないしは設置の指導、また、設置への助成等を行ってまいりました。また、新たにグリーンインフラの活用を進めてまいります。

下段左に記載がございますが、民間における導入促進、公共用地における整備の推進、また、広報の充実による機運醸成などを図ってまいります。

また、併せて、その右に記載のとおり、流域対策の広報強化も行なってまいります。助成制度に関する

広報のほか、流域対策の取組を積極的に実施している企業等を評価・共有できる仕組みづくりなどを検討してまいります。

また、区といたしましては、もしもの場合に備えた取組も実施しております。

こちらが右上、そして左上に記載しております。ハザードマップや品川区防災アプリといった情報提供など、家づくり・まちづくり対策や避難方策にも取り組んでまいります。

資料、1枚目にお戻りください。

最後に、今後の予定でございます。

令和7年9月1日に、本計画につきまして、区のホームページへの掲載を予定しております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

まず、資料の概要版についてなのですけれども、今回、概要版だけいただいているのですけれども、計画本体もあるということですか。今回、報告がなかったもので分からない。そちらを確認させていただきたいのと、この概要版のこれまでの取組状況というところに河川整備という欄があります。区では、都に対して河川整備の早期完了等を要望とあるのですけれども、具体的には何を要望しているのか、もう少しここを伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

2点ご質問をいただきました。

まず、計画の本体というか、本編といいますか、そちらもございます。今回、概要版ですので、これをもう少し具体的に記述したものを本編という形で、9月1日にホームページにて掲載させていただく予定としてございます。

この概要版につきましては、基本的に本編の内容を抜粋し、項目としては全て網羅している形でございますので、概要版を見ていただければ、基本的な内容はご理解いただけるかと考えてございます。

それからもう1点、河川整備の取組状況で、都に対して行っている要望の具体的なものということでございますけれども、例えば、前回ご参加いただきました河川大会、そういったところでの要望もございまして、それ以外にも、城南5区と呼ばれる品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区が共同で、東京都に対して河川整備計画について、具体的にはどういった整備を行うかというところでしたりとか、早期に整備していくよう要望する、そういった活動も実施しているところでございます。

○安藤委員

そうですね、この治水といった問題は、命にも関わることであり、区民関心も高いものだと思います。今回、委員会に報告いただいて、今、計画改定（案）ということになっていると思うのですが、9月1日からは、（案）がとれて、計画ということで発表されていくと思うのですけれども、そういった中で、今回、パブリックコメントを行う形でもないということなので、せめて委員会には、本編も報告していただく必要があるのではないかなと思います。これは意見なのですけれども。

それと、河川整備のところでは、具体的に品川区では都に対して河川整備の早期完了等を要望しているということなので、品川区内の河川のことで具体的に何か要望しているのかなと思ったので伺ったのですが、もし目黒川でどうして欲しいとか、立会川でどうして欲しいというものがあれば、具体的にどのように要望しているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

それと、裏面で、今後の話になっていくと思うのですが、左の下水道整備というカテゴリー。その箱の中の3つ目で、「区内5か所が重点地区に該当し、1地区は完了、4地区は事業中」とあるのですが、この重点地区というのはどこかを教えてください。これが2点目です。

それとあと、河川整備というカテゴリーのところの2つ目のチェックの「目黒川流域調整池（仮称）の推進」とあります。これは東京都の事業のようですが、どういう施設なのか教えてください。これが3つ目です。

最後、流域対策というカテゴリーなのですが、「令和19年度までに時間10mm相当の流域対策を実施」とあるのですが、結構なことというか、大事なことだと思うのですが、これはどのように具体的に測定していくのかということが、少しイメージが見えなかったといえますか、時間75mmに対応する下水道施設、調整池とかだったらイメージがつくのですが、それに10mm相当のとなると、どのように測定するのか、または、具体的にどう達成していくのかについて教えてください。

○関根河川下水道課長

4点ご質問をいただきました。

まず1点目に、区内の河川に関連して、どのような要望をしているかというところでございます。

今、河川整備の状況といたしましては、目黒区におきましては、1時間50mmの護岸整備等がおおむね完了しているという状況もございまして、区としては、立会川のほうで、高潮対策として、今後、排水機場等の計画が予定されております。そうしたものの早期整備等を要望しているところでございます。

また、2つ目のご質問といたしまして、下水道整備の重点地区についてのご質問でございます。

言葉で申し上げる形になって恐縮ですが、この5地区の内訳といたしまして、まず1つ目が、南品川・勝島地区でございます。こちらは第二鮫洲幹線、勝島ポンプ所といった下水道施設の整備を行うものでございまして、こちらは既に完了となっている1地区でございます。

ここからは事業中でございますけれども、まず、2地区目、品川区の東大井でございます。こちらは下水道局におきまして、立会川幹線雨水放流管ということで、立会川に流れている雨水を取り込むための管を下水道局で整備中でございます。

3地区目、品川区大井、目黒区南。こちらにつきましては、第二立会川幹線および浜川幹線という下水道幹線の整備でございます。

こちらの第二立会川幹線につきましては、現在、暫定的に雨水を貯留するという形で活用しております。また、浜川幹線につきましては、既に稼働している状況でございます。

続いて4地区目、港区白金、品川区上大崎。こちらは主に港区の部分になるのですが、渋谷川・古川沿いにあります白金幹線という下水道幹線の増強施設を整備するものでございまして、現在、事業中となっております。旧目黒通りより北側の品川区の部分が流域に入っているということで位置づけられております。

最後に5地区目、品川区戸越、西品川。こちらにつきましては、第二戸越幹線ということで、区が受託をして整備を進めている事業になってございます。

下水道整備の重点地区、5地区の詳細につきましては以上でございます。

続きまして、3点目、目黒川流域広域調節池についてでございます。

こちらは、目黒川の上流部に3つの支川がございます。具体的には、北沢川、烏山川、蛇崩川とございます。こちらの雨水を取り込む広域的な調節池を東京都建設局のほうで事業を計画しているところで

ございます。

また、将来的に、既に稼働および建設中である環状7号線の地下広域調節池等と連結して、将来的に海までつなぐ地下河川の事業化も見据えて取組を進めていると聞いております。

最後に、流域対策を定量的にどのように示すのかといったご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、雨水の貯留、浸透施設を設置するときに、例えば、貯留槽をつくるときにはどのぐらい、何立方メートルぐらい定められる、あるいは、浸透施設をつくる場合には、1個つくと、このぐらいの浸透量が見込まれるといったものが指針にございます。そういったものを計画、あるいは実績の報告をしてもらうことで、定量的に数量を確認しているところでございます。

○安藤委員

ご説明ありがとうございます。最後のところは、つまり、何平方メートルぐらい、グリーンインフラといいますか、浸透施設を整備することを目標としているのでしょうか。個数で今お話もありましたけれども、そういったものが少し見えないので伺いたいと思います。

それとあと、目黒川については、上流のほうの施設だということなのですが、こちらが整備されることで、下流である品川区、目黒川沿いの方も氾濫が抑えられるということもあるのか、その辺りも伺います。

○関根河川下水道課長

2点ご質問いただきました。

まず、流域対策でございますが、説明が少々不足しておりまして申し訳ございません。

実際には、目標とする量がございます。目標量は、令和19年度に区全体で17万立方メートルという形になってございます。

ボリュームとして少しイメージが湧きづらいかと思いますが、荏原調節池の容量が約20万立方メートルですので、それに近いぐらいの量を目標としているところでございます。

それに対して、例えば、民間の建築等を行うときには、単位当たり、ヘクタール単位、面積当たりどのぐらい貯留浸透機能を持たせてくださいという量を示しておりますので、それを満たすような形で貯水槽の容量であったり、あるいは浸透施設の数を検討、設置していただく。実際につけていただいたものを区のほうで集計をして対策量というふうにカウントをしているところでございます。

それからもう1点、目黒川流域調節池につきまして、上流の対策ではございますが、河川は上流から下流へ向かって水が流れてまいりますので、上流の時点で一定水をためることができれば、下流に対しての浸水被害の軽減の効果はあるというふうに認識してございます。

○安藤委員

分かりました。様々なところから具体的な対策を積み上げて、75mmに対応できるようなまちをつくっていかうということだと思います。

グリーンインフラ等、浸透施設については、広報だけではなかなか難しいのではないかと、しかし広報がまず第一歩だと思うのですが、それを推進していくような品川区の取組なども、これから検討していただければと思います。導入することで、何らかのインセンティブがあるですとか、補助金が出るとか、そういったところも含めて整備していかなければ、なかなか勝手に進んでいくことはないのではないかと思いますので、そういったことも含めて、75mm、まずは目標というところで、災害に強いまちをつくっていただければなというふうに思います。

○新妻委員長

ほかにかがででしょうか。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。私からは、1枚目のこれまでの取組状況についての中で、この棒グラフについて伺いたいと思うのですが、浸水棟数、時間最大雨量のグラフについてでございますけれども、令和4年から令和6年にアスタリスクがついているのですが、これはどういう意味でつけられたのかお知らせください。

また、続けて、浸水被害が大幅に減少されているのはとてもいいことなのですが、令和5年には22棟、令和6年には8棟とありますが、そのエリアについてそれぞれ教えていただければと思います。

その後、このエリアについては、どういった対策を行っているのかお知らせください。

○関根河川下水道課長

いただきましたご質問、大きく2点ございました。お答えさせていただきます。

まず1点目、グラフの令和4年から6年のアスタリスクがついていないところにつきましては、時間最大雨量、薄い青の棒と数字です。こちらの雨量につきまして、品川、荏原、池上観測所のうち最も多いものを使用しております。令和4年度以降の雨量データにつきましては、東京観測所の観測値を使用しているということで、アスタリスクの意味合いでございます。すみません、こちら、漏れておりました大変失礼いたしました。

続きまして、もう1点の浸水被害、令和5年度、令和6年度のエリアと対策につきましてでございます。

まず、令和5年度につきましては、南大井二丁目等におきまして浸水被害が確認されております。こちらについては、使用されていない給水路等の逆流ということで、既に対策がとられているというふうに聞いてございます。

また、令和6年度につきましては、主に西品川におきまして浸水被害が確認されています。こちらは、まさしく区が受託をして整備を進めております第二戸越幹線のエリアになってございますので、こちらの整備を引き続き着実に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○松永委員

ありがとうございます。確かに南大井のところはお聞きしておりまして、対策をとっていただいているということで、ありがとうございます。

ですが、西品川のほうは、今、整備中ということで、もしまた大きな雨が降った場合、こうしたことがまた起きるのではないかと懸念があります。そうしたところの対策もぜひとっていただきたいのですが、何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

○関根河川下水道課長

整備完了までにまたこういった雨による被害起きたときというご質問でございますが、例えば、段階的に整備ができたところから暫定的に雨水を貯留するといった取組をしているところもございます。この第二戸越幹線につきましては、かなり今、整備が佳境の段階になってございまして、工事を進めていく上では、できたところから暫定的にためるという方策は困難な状況であるのが正直なところでございます。まずは整備をしっかりと進めていくということが1つございまして、戸越地区につきましては、既存の調整池、貯留管等もございますので、そういったところの活用も引き続きしていきながら、早期の完成を目指すというところが一番かなというふうに認識してございます。

○松永委員

ありがとうございます。ぜひそうした対策をとっていただければと思います。

今回そうした浸水被害、エリアについてお聞きしました。その中で、もうやっていると思うのですが、例えば、西大井の駅前とか、そうしたところも含めて、今後こうした被害がないように、しっかりと点検等も含めてやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

この治水対策については、区や都の努力、また、議会での提案や質疑を含めて、資料にもあるとおり、浸水被害が大幅に減少してきたと思います。改めて、今までの議論に直接携わっている職員の方には感謝申し上げたいと思います。

ただ、その一方で、台風にしろ、線状降水帯にしろ、被害を生む相手が巨大化しているということでありまして、今回の改定は、上位計画が変わったから改定、それはそのとおりだと思いますが、それに加えて相手が強くなっているのも、対象にあわせた対策強化、特に、この品川区内の対策強化の方向性、ここを少し質問したいと思うのです。

近年を見ても、台風がそれて、九州や他の国でも同じ東南アジアの中で物すごく勢いのある台風で、風の力だけで建物まで吹き飛ばしてしまうような、そういうスーパー台風も発生しているわけで、これはただごとではないなというふうに私は思うのです。

課長は東京都から品川区へいらっしゃった。品川区の地形だったり、川だったりの特徴などは品川区が一番知っているわけですから、改定に合わせて充実させることはもちろん必要なことです。品川区として、地形や川の形や、独自の強化方法、そこをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

区として、どのような取組をすべきかの考えということでご質問をいただきました。

品川区の特徴としては、やはり目黒川が直接区内を流れているですとか、あるいは、立会川もそうです。また、それ以外にも立会川の上流部ですとか、戸越地区のように、谷間となる地形があると。やはりまずは、現在受託している東京都の事業を引き続き行う。あるいは河川整備につきまして、都にしっかりと要望していく。こういったことが、引き続き重要なことだと考えてございます。それ以外のところでございますと、品川区は、やはり非常に住戸も多いところだと考えてございます。先ほどご説明した流域対策、雨水の貯留や浸透。こういった取組は、まさしく区が取り組むべき対策ということもございますので、こちらを強化していきます。

具体的には、1点、概要版の2ページ目の右下の流域対策の黒い枠内に書かせていただきました。目標はございますが、この令和19年度の目標に対して、現時点で既に9割近く達成できてございます。ですので、このまま順調にいけば目標は達成できる見込みでございます。達成した後も、そこで終わるのではなくて、この取組を引き続き継続していく。また、その継続し、取組を進めるに当たって、グリーンインフラの新たな取組ですとか、広報などを強化することで、一層加速化していく、そういったことが重要かと考えてございます。

○中塚委員

ありがとうございます。ぜひ品川区の地形だったり、まちの姿といいますか、特徴を捉えて進めたいと思うのですけれども、課長がおっしゃるとおり、谷間があるということで、雨水の排水能

力を超えてしまったときに、どうしても水が上昇してしまう。第二立会川幹線の話も先ほど来ありますけれども、やはり谷間という地形による水害が十分考えられるわけですし、併せて、隣が海だということで高潮もあります。概要版の資料の中では高潮は見当たらないのですけれども、やはり台風のタイミングと高潮のタイミングで、高潮によって目黒川があふれてしまうということも十分起き得ると思います。

私は、品川区の特徴として、この広域的な被害が発生し得るということがあると思います。冒頭に言いましたけれども、様々な努力を重ねて被害を軽減してきたと同時に、いまだに、現在に至っても、広域的な被害の発生が十分起こり得るのが品川区の特徴だなと思うのです。なので、谷間や高潮の対策をしっかり強化していくということを改めて伺いたい。現実的に被害が発生することもあり得るので、もしもの場合ということで避難方策を示されておりますけれども、台風が近づいているとき、災害が発生する前の事前の対策と、災害がもう発生しているときの、いわゆる垂直避難。そうした避難の取組も強化をしていく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

特に移動が困難な高齢者や障害者。また、高齢者施設や障害者施設や、そういうところでの対策が重要です。また、マンションなどでは、電気室が1階ないし地下にあるということもあり、それが水没してしまうと、長い時間エレベーターが使えなくなるなどもあります。品川区の特徴を捉えて、避難の方策も、それぞれ強化が必要なのです。いかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

私からは、谷間といった地形ですとか、高潮の対策について回答させていただきます。

まさに委員ご指摘のとおり、そうした谷間ですとか、高潮の対策は重要な対策でございます。谷間につきましては、繰り返して恐縮ですが、第二戸越幹線等にをしっかりと進めてまいります。

また、高潮につきましては、少し分かりづらくて恐縮なのですが、概要版2ページ目の河川整備の中、上から3つ目、4つ目のところで、東京都の取組といたしまして、気候変動を踏まえ、目黒川の防潮堤の整備を計画してございます。こちらは、対策の必要な時期としては2040年頃となっております、目黒川の河口から鈴懸歩道橋までの区間を約50cm嵩上げするという計画になってございます。

立会川におきましては、樋門（ゲート）と排水機場によって高潮対策を行うこととされておりまして、こちらも立会川の河川整備計画に基づいて東京都が進めていく計画となっております。

○中塚委員

高潮対策も、この間、丁寧というか、しっかりと進めてきていただいていることは理解しているのですけれども、2040年までに50cmの嵩上げということで、ぜひとも計画を前倒しして進めていただきたいと思います。私が強調したいのは、近年の台風や線状降水帯が例年を大きく上回る規模で毎年のように更新されているということ。この間、高潮とのタイミングで被害は生まれていないけれども、品川の地形を見ると、低いところもありますので、被害が十分起こり得るということ。そういう意味では、2040年までに50cmの嵩上げ、まずはここはクリアすることは当然ですけれども、それをさらに上回る対策も当然求められてくるのかなと思うのです。それほど近年の大規模な台風の発生の頻度だったり、エネルギーだったり、考えられないような頻度で発生しているだけに、上位計画に合わせて改定することはもちろんなのですけれども、それを上回る対応が必要になってくるのではないかと思います。もちろん品川区だけでできるわけではないので、東京都の力も借りる必要があるのですけれども、その方向性を最後に伺いたい。

それと同時に、実際に被害が発生し得るわけで、その避難方法についても、さらに具体的に落とし込

んでいく方向が必要だと思うのですけれども、最後にいかがでしょうか。

○関根河川下水道課長

ご質問ありがとうございます。

まず、都の示された目標は前提としてということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、気候変動による豪雨の激甚化ですとか頻発化、こういった状況は、年々、変化しているところでございます。

とは言いながらも、やはりインフラ整備には非常に長期的に時間を要するというところ。今回見直された計画では、1時間85mmを目標としておりますが、もちろん85mmを超えたから一気に大規模な被害が起きるということではなくて、それ以上のときも被害は少なくとも軽減はされていくということかなと認識しておりますので、着実にインフラ整備を進めていく。併せて、もしもの備えを両面から行っていくという形が重要なと認識しているところでございます。

○羽鳥防災課長

避難の方法についてということで、私のほうから回答させていただきます。

まず、高齢者や障害者に関しましては、福祉部と連携しながら、訓練も含めて避難の方法については高めていきたいというふうに考えてございます。

あと、マンション防災の話もありましたので、マンション防災、活動を含めて、マンションの住民、管理組合等々に啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

概要版の別紙の計画の目標、右上のところですが、グリーンインフラの活用と流域対策の広報強化とあります。先ほど質疑させていただいたところでもあるのですが、ここに教育でのグリーンインフラの啓発で考慮して幅を広げて連携して進めていただければと思います。

例えば、グリーンインフラをまちの魅力向上や地域経済の活性化に結びつける役割として、産業振興課とか、あと、まちづくりビジョンの策定として都市計画課など、所管を超えての連携で推進していくと検討しているものがあれば、現在のお考えをお聞きできればと思います。

○大友公園課長

現在、グリーンインフラの推進ということで推進事業を様々な実施しているところでございます。今回は浸透という形なのですが、それ以外のみどりを育む、また、水とみどりでにぎわいをつくる、つなぐなど、様々な項目に分けてグリーンインフラを推進しているところでございます。

今、この連携につきましては、特に東京都と連携を図って事業を進めているという形になるのですが、こちらの周知であったり、その具体的な内容、また、先ほどの話でもありました教育とか、そういう分野について、どのような連携ができるのかというところは今後の検討になるかと思うのですが、引き続き、東京都との連携を踏まえ、区内部の連携も考えていきたいと思っております。

○ゆきた委員

ありがとうございます。特に教育委員会での啓発、学校で習ったことは家庭でも話をすると思われるので、さらなる啓発の広がりになると思われますし、また、ぜひ各所管を超えての連携した取組を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。こちらは要望でお願いします。

○新妻委員長

ほかにかがででしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 品川区災害弔慰金等支給審査委員の委嘱および品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定について

○新妻委員長

次に、(8)品川区災害弔慰金等支給審査委員の委嘱および品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災課長

私からは、品川区災害弔慰金等支給審査委員の委嘱および品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定について、ご説明いたします。

初めに、1番、趣旨についてです。

発災時に円滑に弔慰金等を支給できる体制を整えるため、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の改正および審査委員会の設置について、令和7年第2回定例会にてご承認をいただきました。このたび、審査委員の委嘱を行うものでございます。

また、同性パートナーへも災害弔慰金を支給できるよう、品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱を制定するものでございます。

続きまして、2番、審査委員の委嘱についてです。

審査委員は、記載の6名とし、任期は2年以内。9月1日付で委嘱をいたします。

次に、3番、品川区パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定についてです。

目的は、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」の趣旨を踏まえ、パートナーシップ関係の相手方へ災害弔慰金の支給に関して必要な事項を定めるためでございます。

支給対象者は、災害により死亡した区民の死亡当時、東京都のパートナーシップ宣誓を行っている相手方になります。

ただし、死亡した区民の遺族に法律に基づいて災害弔慰金が支給されている場合は、同性パートナーへは支給いたしません。法律が優先されます。

支給額は、法律と同額です。

スケジュールは、10月1日の要綱制定、公表の予定でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

審査委員の委嘱およびパートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定ということで、心から歓迎したいと思います。全ての方々を対象にしていく、性の多様性を認め、尊重する社会へ、性自認や性的指向による差別のない、誰も傷つくことのない、支援から漏れることのない、そのような社会を防災課でも力を発揮していただきたいと、改めて心から歓迎したいと思います。

その上で、大きく2つ伺いたいのですけれども、まずは、制度の周知です。今回、同性カップルも対象にということですので、こういう仕組みができましたよという周知、こういう仕組みもできたので、ぜひ東京都のパートナーシップ宣誓制度を活用してはいかがですかという、両方からの制度の周知が必要かと思うのですけれども、その点をどのように考えているのか伺いたいと思います。

さきに言うと、ホームページ上の情報を充実させていただきたい。結構ネットで検索して、そこで知るということも多いですし、広報とか様々な媒体を使うことはもちろん大事なのですが、区の考えを伺いたいと思います。

もう1つですけれども、初めに言ったとおり、心から歓迎しています。その上で、なぜ同性パートナーへ災害弔慰金を支給するのか。ここをしっかりと説明する必要があると思うのです。先ほど、制度の説明はありましたけれども、しっかりとというのは、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」があるからと、そういうことではなくて、やはり性的マイノリティの方々へ、性自認や性的指向による差別は許されないのだと、お互いの違いや考えを尊重する社会の実現を目指していくのだと、そうあろうではないかと、条例があるからではなくて、そういう社会を品川区は目指していますということを示す必要があると思うのです。

残念ながら、現在でも、トランスジェンダーや同性カップルに対するヘイトや嫌悪感、無理解がある中で新しい制度が始まるわけですから、条例があるのでやりますと、そのように簡単なものでは決していないと思います。なぜ同性パートナーまで拡大をするのか、制度の根幹ですけれども、そこもしっかりと、この場でご説明をいただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、周知につきましては、広報紙、区ホームページ、SNS、メール、防災アプリ、防災ポータル等々、様々な媒体を使いまして、まず周知をさせていただきます。

また、区のホームページで既に東京都パートナーシップ宣誓制度の活用というページがございます。そちらで同性パートナーの方へのサービスの一覧が載っております。そちらにも今回の内容を載せる等、周知は図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回、制定に至った趣旨のところですが、条例がというところはありましたけれど、やはり品川区としては、多彩区というメッセージも掲げさせていただいています。多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しているというところで、そういった目指す区の姿勢が条例の制定にもつながっているところであるとは思っています。

ですので、防災課といたしましても、区の方針に合わせて、今回、このような要綱の制定をしたいというふうに考えているところでございます。

○中塚委員

最後に、課長から今、防災課としても「しあわせ多彩区」という位置づけとともに、様々な性の多様性についてもしっかりと進めていきたいというような言葉がありました。

2点付け加えたいのですけれども、実際の災害が起きた際に、同性カップルの方々、トランスジェンダーの方々、当事者から、自分たちが支援の対象に含まれているのか戸惑いの声が聞こえてくるわけです。不安なときは、私だったら夫婦で寄り添いたいと思うけれども、同性カップルの方は、それがどのような目で周りから見られるのかと思うと。今までも傷ついてきたけれども、避難所での生活とか、様々な場面で、自分たちにそこに居場所があるのかと、苦しい声も聞くこともあります。トランスジェンダーの方は、自分の性自認と見た目が一致していない方、一致している方、様々な中で、男性の方

はこっち、女性の方はこっちとなるわけですね。災害時は混乱していますから、説明を的確に丁寧にと言ってもなかなか通常のようにはいかない。やはり傷つくと。ここに自分の居場所、支援があるのかという声も伺います。

人権のテーマですので、総務委員会なり、人権啓発課長、今は、人権・ジェンダー平等推進課長なりが中心に取り組んできたわけですがけれども、防災課としても、災害の場面という中で、性的指向や性自認によって、傷ついたり、差別されたり、そうしたことがない対応を表明していただきたいと思うのです。

やはり条例を、作るだけではなく、生かしていくということは、どこの所管も当然必要なわけですが、今回、防災課で要綱の制定と説明ということでありますので、災害時における性的少数者への理解や支援が、差別のない社会へ、一言、ご発言をいただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

災害時におけるLGBTQの支援でございます。区だけではないですけど、LGBTQの支援は、まだなかなか進んでいないところが、実情かと思います。まずは女性の参加、避難所を運営する会議体に女性の方が参加するということですか、避難所を運営するときの女性の視点をまず入れていく。区といたしましては、女性視点の物資の備蓄というような対策も行っております。今後、そういったLGBTQの支援に関しましては、例えば、トイレ、男性、女性ではなくて、多目的の配置ですとか、そういったところ、様々具体的な策が必要になってくると思います。そういった動きは、国や都の動き、他自治体の事例なども参考にしながら、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

○中塚委員

災害時の対策ですけども、人権上の課題も含めて、対応していただきたいと思います。今、LGBTQとありましたけれども、日頃から性的マイノリティは人権が保障されているからこそ、災害時にも保障されるわけです。日頃から位置づけられていなかったら、災害時はもっと苦しい思いをするのだと思います。

もちろん女性の視点も必要だと思いますが、今はまだ始まったばかりでありますけれども、性的マイノリティの当事者の視点や意見も十分酌み取っていただいて、これを機に対策の強化へ1つ1つ丁寧に進めていただきたいと要望したいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

意見表明だけなのですが、条例の趣旨に基づいて、今回、同性パートナーへの災害弔慰金を支給できるようにした今回の要綱改正をととても歓迎しています。

ジェンダー主流化と言いますが、性別に関わらず自分らしく生きられる社会ですとか、あるいは、性の多様性を尊重し合う社会をつくるという政策を、あらゆる区の施策に反映していくという取組を、先ほどもやり取りがありましたけれども、この建設委員会の所管課として、こういった今回の措置にとどまらず、どんどん進めていただきたいなというふうに思います。意見です。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございます。パートナーシップ弔慰金の支給に関する要綱の制定については、大体説明で理解できたかなと思うのですが、同性パートナーではなくて、異性のパートナー、いわゆる籍を入れていない事実婚の方について。支給されると聞いたのですが、そこら辺は、根拠が全然分からなくて、私は理解できていないのですが、そこら辺を教えてくださいいいですか。

○羽鳥防災課長

異性パートナー、事実婚の方への災害弔慰金の支給についてですが、こちらは災害弔慰金の支給等に関する法律で支給対象と明記されてございます。法律の第3条の2項になります。「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む」と記載がございますので、ここから事実婚の方も対象になると読み取れるという認識でございます。

○せお副委員長

ありがとうございます。会派でも、相続はないけれども、こういったところはあったり、あと、自治体によっても、弔慰金が違うのかということところだったり、本当に複雑で分からないなど。区民が理解しているのかということも分からなかったり、私自身も分からなかったりするもので、そこら辺も何か周知ができればと思います。そこはぜひ工夫していただきたいと要望させていただきます。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 行政視察について

○新妻委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副案としてお示しした視察先および視察項目について、先方と調整をさせていただき作成した調査項目・日程案をサイドボックスに掲載させていただきました。

なお、先方の都合上、前回の正副案から、視察先および視察項目が変更になりましたので、ご報告いたします。

行程といたしましては、初日、10月28日火曜日の午後に、新潟県長岡市で、中越大地震からの復興および防災の取組について、能登半島地震における被害および復興の状況について、2日目、29日水曜日の午後に、石川県羽咋郡志賀町で、能登半島地震における被害状況・復興計画および課題について、そして最終日、10月30日木曜日の午前に、石川県小松市で、罹災証明の迅速化等について、住まいの再建等の支援について、それぞれ視察してまいりたいと思います。

また、宿泊については、28日は石川県金沢市、29日は石川県小松市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先などに変更が出た場合は、正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から事前に質問事項をお送りいただきたいとの依頼がございました。

質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思いますと思っておりますが、各委員それぞれ視察

先について少しお調べいただいて、どういうことを先方に聞いて確認したいかなどを事前にご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○新妻委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○羽鳥防災課長

私からは、津波対応についてご説明いたします。

今回は、7月30日水曜日に発生いたしましたカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する区の対応状況についてでございます。

資料をご覧くださいませでしょうか。

経緯についてです。

7月30日、8時25分にカムチャツカ半島付近で、マグニチュード8.7の地震が発生いたしました。9時40分に東京湾内湾に津波注意報（予想される津波の高さ1m）と発表されたため、災害対策本部を設置いたしました。

その後、7月31日、10時45分に、東京湾内湾の津波注意報が解除されたため、災害対策本部を閉じました。

3、被害についてですが、人的被害、物的被害ともに確認されておりません。

4、区の主な対応についてです。

津波注意報発表時の避難対象地域に指定されている記載の4か所のほか、しながわ水族館等の施設において、閉鎖および避難の呼びかけを行いました。

また、予想を上回る津波の高さになることへの備えとして、区内37か所の津波避難施設へ連絡を入れたほか、区民へ情報発信やコールセンターの開設などを行いました。

コールセンターへの問合せは11件、津波注意報が発表されましたが避難しなければならないのか、津波の高さはどれくらいの予想なのかなどの問合せがありました。

本事案については、職員17名体制で対応いたしました。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○中塚委員

カムチャツカ半島付近の地震に伴って、1日中、次の日まで毎日のようにテレビで情報が出されて、私もすごく緊張した思いをしました。職員の方々の取組に敬意を表したいと思います。大変お疲れさまでした。

伺いたいのですが、主な対応ということで、津波の避難対象地域周辺の公園などに避難の呼びかけをしたということですが、この4か所にいらっしゃる方に避難を呼びかけたということではないのか。つまり、住宅や、オフィスで働いている人などには、呼びかけをしていないということではないのか。あくまで公園だけということですが、それを批判するつもりではなくて、その判断がどう

いう基準に基づくものなのか。津波だから危険なのは公園だけではなく、その周辺でしようと思うのか、実際に寄せられている情報から総合的に判断したものなのか、その判断の基準を1点まず伺いたいと思います。

併せて2点目ですけれども、8月2日の朝日新聞です、「津波避難、政府が検証へ 熱中症対策など」ということで、当日、大変暑い中で、昼間、長時間避難を呼びかけられたということで、計6道県で、少なくとも12人が避難中に熱中症の疑いで搬送されたということが報じられていました。政府も熱中症対策を指示を出していたということなのですから、今回のことを経験して、特に暑いときの熱中症対策について、現状、何か追加や強化の方向が検討されているのか。私は、津波ないし地震が発生した際の学校避難所や福祉避難所での熱中症対策、つまりは、空調設備が使えるかというところが大事になってくるのではないかと考えているのですけれども、ご説明いただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、今回の避難の基準でございますけれども、品川区地域防災計画のところ、津波の注意報が発表された場合の避難対象地域ということで、この4か所の公園等を指定しているという状況でございます。

ですので、公園の管理者であったり、防災ポータル、アプリ等で避難するように呼びかけたという対応をとったところです。

津波警報になりますと、その地域に対して避難を呼びかけることになりますので、その基準に関しては、地域防災計画にのっとってというところでございます。

あと、熱中症対策につきましては、現在、全ての避難所、冷暖房は整備されているという状況でございます。万が一停電が起きた際は、災害時協力協定を結んでいる民間の事業者などの協力を受けて、電源を確保して冷暖房を確保するということも考えられる。現状の熱中症対策は、そのような対応をとっております。

○中塚委員

品川区のこの地域では、津波注意報ということで、太平洋側の自治体では警報になっているところもあるわけです。そうしたら避難が呼びかけられるということで、いずれにしても、大変な経験を今回しましたので、今後の対策に生かしていただきたいと思います。

熱中症対策についても、民間事業所の協力も得て電源を確保するということでした。今日は要望だけですけれども、停電が発生した際の学校避難所や特養ホームなどの福祉避難所で、停電時でも空調が使えるように、この場では強く要望をしておきたいと思います。熱中症も、本当に異常に暑いですから、数時間でも空調が止まったと思うと、ぞっとする思いがするのです。

最後に、その後、7月20日に内閣府が公表しましたが、巨大地震警報発令時に自治体が事前避難を求める住民数が、全国で52万人を上回るという正式な発表がありました。これを見ましたら、東京都も含まれているということで、まさか品川区もと思って、どきどきしながら自治体を見ましたら、島なのですね。だからといって安心できるわけでは決してないと思います。かつて大島の噴火の際には、要請に応じて品川区に避難をされた方もいらっしゃいました。そういう経験を持っている区ですから、津波対応というところで、島にお住まいの方々の事前避難、品川区が島の方々とともに連携しながら発揮できる力を持っているのではないかと私は思っているのですけれども、現状まだ自治体間の調整なのか、都が中心に調整をするのか、その辺ももし分かれば教えていただきたいのです。あと、東京3区という意味では、竹芝桟橋からも近い、大井ふ頭からも近い、島と品川区は一体的だという、言ってみれば、海側の自治体の役割でもあるのかなと思うのですけれども、最後に、状況をご説明いただけ

たらと思います。

○羽鳥防災課長

東京都の諸島部についての事前避難等の受け入れ、これに関しましては、東京都と調整をして行うことになると思いますので、そのときは都と調整をして連携して実施してまいりたいというふうに考えております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○安藤委員

1点なのですが、津波の公園等施設に対して避難の呼びかけを実施とあるのですけれども、具体的には、どのような形で呼びかけをしたのかを教えてください。

○大友公園課長

公園利用者に対して呼びかけを、直接の声かけであったり、掲示であったりというところで呼びかけをさせていただいたところでございます。

○安藤委員

何人ぐらいで行ったのかを教えてください。

〔「状況が分かるように」と呼ぶ者あり〕

○大友公園課長

すみません、直接のどのぐらいの人がご利用されていてという把握はできておりません。

○新妻委員長

呼びかける側が、どれぐらいの人数かです。

○大友公園課長

呼びかけの人数ですけれども、実際に管理委託業者が一、二名のところで回ったかと思います。大人数で回ったという形ではないかと認識しております。

○新妻委員長

よろしいでしょうか。

ほかに。

○ゆきた委員

すみません、本当に細かいところで申し訳ないのですけれども、コールセンターを開設して、問合せが11件あったということでした。先ほど、避難しなければいけないのかとか、そういった問合せがあったと説明がありましたけれども、ほかにどういった内容があって、どういう回答、対応をされて、ご理解いただけたのかどうかというところを教えてください。

○羽鳥防災課長

コールセンターの問合せと、その対応の状況でございます。まず、避難しなければいけないのかという質問が一番多かったのですけれども、その質問に関しましては、現在の状況では避難の案内は出していません。海岸や河口付近には近づかないようにしてくださいというような回答をさせていただいています。

○大友公園課長

津波注意報だからというところでは。

そのほか、大井ふ頭のテニスコートに子どもがいる、避難したほうがいいのか教えてほしいというよ

うな具体的な内容もございました。

避難の行動は、高台への垂直避難が基本になりますので、近くに高いところがあれば、そちらに避難するようにお子様にお伝えいただくということも1つの方法ということで回答させていただいております。

あとは、しながわ水族館を閉鎖しておりますので、その理由を知りたいということで、今回の注意報に伴って閉鎖しているものだというふうに回答をしている、そういった内容になってございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、以上でその他を終了いたします。

本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時19分閉会